

令和7年第3回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和7年6月3日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和7年6月3日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（13名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 藤本健太  | 2番 世良将生   |
| 3番 水原耕一  | 4番 福垣内邦治  |
| 5番 光本一也  | 6番 中島数宜   |
| 7番 尺田耕平  | 8番 竹爪憲吾   |
| 9番 沖田ゆかり | 10番 片川学   |
| 11番 民法正則 | 13番 大瀬戸宏樹 |
| 14番 時光良造 |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町長     | 三村裕史  |
| 副町長    | 岩田秀次  |
| 教育長    | 平岡弘資  |
| 総務部長   | 西岡隆司  |
| 住民生活部長 | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部長 | 西村ゆり  |
| 企画担当部長 | 榎並正和  |
| 建設農林部長 | 福嶋春樹  |
| 教育部長   | 立花太郎  |
| 総務部次長  | 佛圓至裕  |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 住民生活部次長       | 宗 像 雅 充   |
| 健康福祉部次長       | 井 原 志保里   |
| 建設農林部次長       | 大後戸 勝     |
| 建設農林部技術次長     | 渡 部 貴 幸   |
| 教 育 部 次 長     | 須 賀 雅 彦   |
| 財 務 課 長       | 堀 野 准     |
| 産 業 観 光 課 長   | 近 藤 光 宏   |
| 収 納 管 理 課 長   | 石 田 裕     |
| 防 災 安 全 課 長   | 北 川 忠 博   |
| 生 活 環 境 課 長   | 花 岡 秀 城   |
| 高 齢 者 支 援 課 長 | 竹 本 園 美   |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 熊 野 孝 則   |
| 健 康 推 進 課 長   | 寺 澤 ひとみ   |
| 農 林 緑 地 課 長   | 中 原 幸 成   |
| 下 水 道 課 長     | 小 鳥 田 和 詞 |
| 会 計 課 長       | 桐 木 清 美   |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長   | 桐 木 和 義 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 尾 瀆 宏 教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長（時光） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達してしますので、ただいまから、令和7年第3回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、沖田議員、10番、片川議員、11番、民法議員の3名を指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より13日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より13日までの11日間とすることに決定いたしました。

これより議案等の説明を求めするため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩します。

（休憩 9時31分）

（再開 9時32分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。

桐木事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（桐木） 諸般の報告をいたします。

令和7年3月21日、「令和6年度第2回安芸地区消防運営協議会」が安芸消防署矢野出張所で開催され、議長が出席しました。主な議題として、「令和7年度安芸地区に

おける消防事務の運営経費」が原案のとおり承認されております。

3月22日、「呉市合併20年記念行事」が開催され、議長が出席しました。

4月23日、広島県町議会議長会の定例議長会議が開催され、議長が出席しました。主な議題として、「任期満了に伴う役員を選任」について協議をされました。

4月28日、「議会運営委員会」が開催され、「臨時会の招集請求に係る議長の諮問」について協議しました。また、同日、「議会全員協議会」が開催され、議会からの協議案件2件について協議をしました。

5月9日、「議会運営委員会」が開催され、「令和7年第2回熊野町議会臨時会の議事運営」について協議をしました。また、同日、「令和7年第2回熊野町議会臨時会」が開催され、執行部からの報告1件、議案2件及び議会案件として副議長の選挙、常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員の選任等についてを審議しました。

5月22日、「議会全員協議会」が開催され、執行部からの報告案件2件、議会からの報告案件3件について協議しました。また、同日、「令和7年度第1回安芸地区消防運営協議会」が安芸消防署矢野出張所で開催され、議長が出席しました。主な議題として、「安芸地区の消防事務の負担額について」及び「安芸地区の予防業務の概況」等について協議されました。

5月27日、「令和7年度町村議会議長・副議長研修会」が東京国際フォーラムで開催され、議長と副議長が出席しました。研修内容は、「広域災害対応を含めた自治体の災害対応強化に不可欠な防災DX」として、内閣府政策統括官（防災担当）高橋謙司氏、「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」として、明治大学名誉教授青山侑氏、「災害と議会・議員の役割」として、同志社大学名誉教授新川達郎氏により講演が行われました。

5月28日、地元選出の国会議員3名を訪問し、「毛筆を使った書写教育の推進」、「主要地方道矢野安浦線の整備促進」に関する要望書を手渡し、意見交換等を行いました。

5月29日、「議会運営委員会」が開催され、「令和7年第3回熊野町議会定例会の議事運営等」について協議をしました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので、御紹介します。

事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料を御覧ください。

5月12日、「全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情」、「誰もがど

ここに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情」、「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」、「最低賃金全国一律制への法改正を求める陳情」、「消費税5%以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式インボイス制度の廃止等を求める陳情書」が、国民大運動広島県実行委員会代表、神部 泰氏から提出されています。

5月23日、「電磁波を悪用 エレクトロニクス・ハラスメント、電磁波の人体と健康への悪影響を訴え、電磁波に対する法整備・法改正を国に求める陳情」が、宮脇大和氏から提出されています。

諸般の報告は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。

6名の議員より通告がありましたので、順次、発言を許します。

初めに、1番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） おはようございます。1番、藤本健太でございます。

通告書に基づきまして、（仮称）筆の里創造の丘公苑のアクセスはと、自主防災組織の運営はについて御質問させていただきます。

まず一つ目の質問ですが、筆の里工房周辺整備事業に関してになりますが、観光交流拠点施設の入札もあり、いよいよ工期に入っております。整備・建設はしっかりと行っていただきたいと思っております。

しかし、以前から御質問させていただいておりますが、どうしてもアクセスが気になります。町民の皆様と共ににぎわいを創出するのであれば、現状の交通状況では難しいのではないかと思います。やはり何をするにしてもマンパワーが必要ではないのかと思います。人が集まれば相乗効果でさらに人が集まり、逆に人が少なければ廃れていく、寂れていくのではないかと思います。

そこで、免許を返納された方や子供など、自身での交通が難しい方々に対し町としてどのような構想をされているのかお伺いしたいと思います。

また現在、国土交通省のほうからの補助金でレベル4、自動運転移動サービス実装を

支援しているとあります。今年度の申請が5月12日で募集終了とありましたが、来年度の申請に向けて考えてみてはいかがでしょうか。来年には施設自体は完成し、公苑全体の完成ではまだまだ時間があるようには感じますが、大きな事業となりますので、できることの可能性を前もって考えてみられてはいかがでしょうか。

続きまして二つ目の質問ですが、現在、本町では、自主防災組織の設立に対し、非常に積極的に進められていると思います。これは大変喜ばしいことだとは思いますが、いまいち自身の自主防災組織以外の動きが見えません。自分たちの地域は自分たちで守ると目的ははっきりしているものの、そこに至るまでの活動がどのようになっているのか、自身の地区だけでなく、ほかの地域でどのような取組をしているのか、情報の共有をしていただきたいと思います。

本日は、この2点について御質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 藤本議員の二つの御質問、「（仮称）筆の里創造の丘公苑のアクセスは」と「自主防災組織の運営は」についてお答えします。

まず、1番目の「（仮称）筆の里創造の丘公園のアクセスは」についてですが、現在、筆の里工房北側に都市公園と、公園内に観光交流施設の整備を進めていますが、最寄りのバス停から徒歩で約20分の場所に位置していることから、自動車で行くことのできない人への交通手段が課題となっております。過去には、国の補助金を活用して熊野営業所から筆の里工房を巡る無料のシャトルバスを走らせるなどの実証実験を行いました。利用が少なく、1年で終了した経緯があることから、慎重に検討を進めているところでございます。

なお、自動運転につきましては、将来的な可能性も含めて現在、社会実験を実施している市町の動向を注視しているところでございます。

詳細は、企画担当部長から答弁いたします。

次に2番目の御質問、「自主防災組織の運営は」についてですが、自主防災組織は、「熊野町防災・減災まちづくり条例」における、町民、事業者及び自主防災組織が、地

域のコミュニティを大切にし、声を掛け合える地域づくりを行い、自分たちの地域は自分たちで守り、地域の皆さんで共に支え合うという「共助」の理念に基づき、地震、火災、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、被害を防止、軽減し、または予防するため、住民が自主的に結成し運営される組織と認識しております。

詳細は、住民生活部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 榎並企画担当部長。

~~~~~○~~~~~

○企画担当部長（榎並） 藤本議員の1番目の御質問「（仮称）筆の里創造の丘公苑のアクセスは」について、詳細にお答えします。

1点目の「現在のアクセスの想定は」ですが、昨年、筆の里工房で実施したアクセスに関するアンケート調査では、来館者の90%以上が自動車で来館されています。自動車以外で徒歩や自転車、タクシーの利用との回答はありましたが、（仮称）筆の里創造の丘公苑につきましても、多くの方が自家用車を使って来訪されるものと想定しています。

そのためにも、約200台駐車可能な駐車場の整備を進めているところです。新しく整備する公園と観光交流施設は、公共施設ですので、多くの町民の方に気軽に利用していただきたいと考えています。そのため、自動車以外のアクセス方法として、初めに考えられる方法はシャトルバスとなります。

しかし、過去に実施した筆の里工房へのシャトルバス運行実証事業では利用が少なく、継続的な実施は困難な状況でした。これらの状況を踏まえますと、定期的な運行はさらなる検討が必要ですが、誰もが気軽に利用できる環境を整備するため、自動車を利用できない方に対してどのような交通手段が適切であるか、熊野町立地適正化計画及び熊野町地域公共交通計画に基づき検討を進めてまいります。

次に、2点目の「自動運転での運行は」ですが、県内では近隣の市などで実証実験が行われております。実証実験の実施に当たりましては、それに伴う補助金の活用等を考慮すれば、計画策定が必須となり、最低でも1年程度の準備期間を要するものと考えております。県内で行われている実証実験は短期間実施するものが多く、また、本町の道路事情などを勘案すると、早期での導入は厳しいものと考えています。

一方、自動運転の分野は、公共交通に限らず、一般車両を含め、技術の急速な進歩と

多様な用途の車両の登場など、将来にわたっては大いに期待の持てる分野と捉えており、法整備や費用の問題など、今後の動向には注視し、研究を進める必要があると考えています。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~〇~~~~~

○住民生活部長（西川） 藤本議員の2番目の御質問「自主防災組織の運営は」について、詳細にお答えします。

1点目の「各地域の自主防災組織の在り方は」でございますが、自主防災組織は、避難情報が発令されたとき、またその前でも、地域住民を円滑に避難誘導することができるように、平時においてあらかじめ構成員の役割分担を決め、地域の実態に応じた避難方法の把握や避難情報の収集、避難物資及び資機材等の備蓄や整備・点検を実施し、地域における防災意識の啓発及び高揚を図るため、防災に関する訓練や研修を実施する自主的な防災組織と考えています。

そのために、また自分たちの地域は自分たちで守り、地域のみinnで共に支え合うという「共助」の理念を醸成するためにも、日頃から地域住民それぞれが関わりを持っていただき、備えていただきたいと思います。

2点目の「補助金の運用は」ですが、町では、自主防災組織が活動するために必要となる費用の一部を、自主防災組織育成支援要綱に基づき補助させていただいています。防災訓練や資機材の整備など、この要綱に該当する事業に活用していただけるもので、例年2～3件の申請がございます。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~〇~~~~~

○1番（藤本） 詳細な御答弁、ありがとうございます。それでは、まず1問目の「（仮称）筆の里創造の丘公苑のアクセスは」について、掘り下げて御質問させていただきます。

ちょっとあれなんですけれども、もう一度、車で行くことが難しい人へのアクセスに

ついてどのように考えられているのか、改めてちょっとお伺いさせてもらいたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 先ほどの答弁でもちょっと重複いたしますが、誰もが気軽に利用できる環境を整備する必要がありますので、お車でお越しいただくことが難しい方に対してどのような交通手段が有効なのか、現在、関係課と検討を進めているところがございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） 分かりました。しっかりと御検討をお願いします。

先ほどの御答弁で、以前、シャトルバスの運行実証事業をやっていたという事なんですけれども、困難な状況であったと。どのような状態だったのか、以前行っていた、営業所から工房までの送迎バスの詳細な利用状況を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 平成21年度に、土日祝日限定で運行した無料シャトルバス実証事業では、熊野営業所と筆の里工房間だけでなく、2～3か月ごとに利用状況を踏まえながら町内の様々なルートを運行いたしました。事業費は347万円で、1便当たりの平均乗車数は3.7人、熊野営業所筆の里工房間では1.5人でした。また、それ以外にも平成23年度には、JR矢野駅から熊野営業所経由の筆の里工房へのルートや大和ミュージアムから熊野営業所経由の筆の里工房ルートのバスも運行しております。ちょっと乗車数につきましては不明でございますが、いずれのルートも熊野営業所と筆の里工房間のルートは少なかったと聞いております。

以上です。

~~~~~○~~~~~



○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（藤本） ありがとうございます。やはり筆まつりでは、町内外からたくさんの方が来られているということですね。それは分かりやすくいいと思うんですけども。

気になるのは、多いときじゃない少ないとき、なぜ利用者が少なかったのか、そのこの検証というのはされましたでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~  
○産業観光課長（近藤） 約12か月間の実証の中で、二、三か月ごとに検証、見直しが行われております。時間帯別の乗車実績や乗られた方の御意見などを踏まえまして、運行ルートの変更や熊野営業所、それから筆の里工房間への便数を増やすなど、対応を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（藤本） ありがとうございます。では、しっかりと対応したが、想定よりも乗客数が増えなかったという認識で理解しました。

また、先ほどの御答弁より、関係課と検討をとりましたが、本町では、自動運転への取組について検討をされたことはあるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 花岡生活環境課長。

~~~~~○~~~~~  
○生活環境課長（花岡） 自動運転の導入に向けての検討はまだ行ってはおりません。今日、路線バスなどで運転手不足が問題となっておりますので、今後、自動運転の検討が必要になるとの認識を持って業務に努めてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 藤本議員。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 藤本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（藤本） 分かりました。まだ何もスタートしていないところであるということなのですが、ちょっと町長にお伺いさせていただきたいんですけれども、自動運転の運行について町長のほうではどのようなお考えをお持ちでございますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 三村町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 基本的には今、部長、課長が答弁したとおりでございますが、できれば実施に踏み切りたいとは思っておりますが、今の段階では少し無理があるというのは間違いないと思います。全国的にも実証実験を繰り返している段階であります。本当に安全なのかどうか、事故が起きた場合の対応とか、そういったことも含めて検討をしていく必要があると思います。

ニュースで盛んに取り上げられますが、全国の自治体は約1,700市町村あります。その中で幾つの団体が実証実験を行っているか、まだ1割も行っていないと考えております。そういったことも踏まえて、よそがやっていないからやらないというわけではないんですが、やはり各市町ともいろんな条件がございますので、そこら辺を考えながら検討していきたいと思っております。

ただ、施設整備、工房の周辺整備が約2年で大体めどが立ちますので、それを目指して、できるだけ多くの方に工房周辺に来ていただきたいと思っておりますので、それに合わせて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 藤本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○1番（藤本） ありがとうございます。実際まだ、先ほども言ったように検討もされていない状態の中であれこれ言うのもどうかとは思いますが、実際、以前に行ったシャトルバス事業のときから16年、15年ぐらいたち、社会情勢も変わって高齢化が進み、免許返納者も増えてといった形であるので、本町も公共交通も含めてしっかりと取り組

むべき課題ではないのかと。思うのは、その自動運転というものをまずは工房まで、そこからさらに広げて町内をという形を思って質問をさせてもらいました。

2024年では、僅か9件しか採択されておりました。さっき町長がおっしゃったように少ないです。ただ、自動運転分野の地域公共交通確保維持改善事業というのは、2023年は62件、2024年は99件のプロジェクトが採択されております。国も率先して進められているプロジェクトだと思うので、先ほど準備には1年程度と御答弁いただいたんですが、ちょうど1年後にまた工房を開始するというございますので、ぜひ御検討の上、進めていただきたいことをお願いし、1問目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは2つ目の、自主防災組織の運営はについてですが、現在の本町の自主防災組織の件数、組数を教えていただけますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 本町の自主防災組織の件数でございますが、令和7年3月現在で18団体のほうが組織されております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） お調べしたところ、自主防災組織も大小様々ありますので、18団体が多いのか少ないのかとかがちょっと私のほうではピンと来てない状態なんですけれども、いわゆる組織率で言えばどれぐらいになりますでしょうか。また、県内のほかの地域と比較していかがでございましょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 組織率のほうでございますが、こちら令和7年3月末現在でございますが、町全体の世帯数1万890世帯に対しまして、加入世帯のほうは4,698世帯、組織率のほうは43.3%となっております。また、広島県内の自主防災組

織の平均組織率でございますが、こちら令和6年4月1日現在の数字でございますが、95%という数字となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。県平均と比較して約半数にとどまっていると、何でこんなに平均よりも少ないのかなと感じるところはあるんですけども。

設立の案内として、自治会ごとの設立ということではないという形で思っているんですけども、自治会ごとの設立であれば比較的案内しやすいとは思っているんですけども、それ以外の小グループに対してどのように設立の案内をされていらっしゃるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 自治会よりも小規模となる地域のグループに対しましては、組織化されていないこともありますので、なかなか設立についての案内をすることが困難な状況でございます。そのため、自治会を通じて設立のほうの案内を進めているというのが現状でございます。

なお、設立の相談につきましては、規模の大小にかかわらず応じております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。実際、どの範囲、規模を対象にするかという問題もあると思うので難しいとは思いますが、行政のほうから率先して組織化を進めるようにしていただければというふうに思います。

話は変わるんですけども、各自主防災組織でどのような活動をされているのか。冒頭も話したとおり、他の自主防災組織がどのようなことをされていらっしゃるのかというのがいまいち不透明でございますので、町としては把握できているのでしょうか。



○1番（藤本） ありがとうございます。そのような事例をぜひほかの自主防災組織のほうへ広げていただきたいと思います。そうすれば、それぞれの自主防災組織がどのような動きをしている、じゃあ我々もどのように動いていこう、そういう形が出てくるのではないかと思います。

やはり何かがあったときのためにそういう形のものを、自主防災組織というものをつくっているわけで、平素、何もしていない状態であれば、有事の際も恐らく何もできないのではないかというふうに思いますので、その辺の周知も、あくまでも任意団体に対してという形では理解はしているんですけども、町のほうからも寄り添っていただけるようにしていかないといけないと思いますので、お願いいたします。

また今後、どのような取組というものを自主防災組織に期待されているのか、力を入れてほしいのかというものを教えていただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 自主防災組織に対する取組のほうでございますが、自主防災組織については「共助」の理念に基づきまして、まずは地域のコミュニティの醸成と、避難行動などで声のかけやすい環境づくりに取り組んでいただくことを期待いたしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。あくまでも任意団体ということなので、それぞれの団体に任せるのは理解できるのですが、そこに対して、大事なのは町としてどのような関わり方をしていくのかというふうに思うんですけども、そこに関しては町のほうですね、「共助」の部分ではなくて、どのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 具体的な自主防災組織としての活動に関する相談でございます

とか、防災出前講座の要請などございましたら、応じていきたいなというふうに考えております。また、町のほうで開催いたします防災訓練や防災学習などにつきまして御案内をすることもございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） 今、応じていきたいと考えていますとあったんですが、受け身でなく率先してぜひ進めていただきたいと思います。

また、補助金なんですけれども、補助金の活用に関して、町のほうから何かアプローチというのはされているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 北川課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（北川） 熊野町自主防災組織育成支援事業に係る補助金申請の案内につきましては、自主防災組織の設立の届出の際に、代表者の方に対して内容の説明とかといったものを行っているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 藤本議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（藤本） ありがとうございます。分かりました。例えばその補助金で物品を買ったりとか、そういう災害、有事の際に備えたものというのを備蓄していただくとか、そういう形になっていくのだらうと思います。

本町でも、平成30年豪雨災害で甚大な被害を受けたわけですから、対岸の火事ではないと、これからまた雨の多い時期に入ってきます。6月、7月という時期になってきますし、以前より南海トラフ地震の発生がずっと言われています。もちろん何も起きなければ、本当に何も問題がなくという形にはなるんでしょうけれども、有事というのは突然、急に発生するものではございますので、やはり自主防災組織それぞれが独立してしっかりとして動くということも大事なんですけれども、行政のほうと自主防災組織との

連携をしっかりと取っていただいて、有事の際に備えて、有事が起きた際にはしっかりと対応できる、どこまでできる規模なものなのかは分からないんですけども、そういう形で進めていっていただきたいというふうに思います。

今日はこれで終わります。ありがとうございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

続いて6番、中島議員の発言を許します。

中島議員。

~~~~~〇~~~~~

○6番（中島） 皆さん、おはようございます。6番、中島数宜です。

通告書に基づきまして、本日は1番目に、民生委員・国勢調査員の確保の状況は、2番目に、学校給食について、以上2問、質問させていただきます。

まず、民生委員・国勢調査員の確保の状況について質問いたします。

この秋から12月にかけて、民生委員の一斉改選並びに国勢調査が行われます。各委員などの選出に当たっては、各地域の自治会長が推薦並びに選出を行っていただいているところではありますが、近年は、特に民生委員の推薦が様々な理由によって大変困難な状況となっております。各自治会長さんは大変御苦労されていると聞きます。私の地域におきましても、先日、やっと民生委員2名の推薦が終わったところでございますが、大変苦労いたしました。今後、推薦に当たっては、抜本的な見直しを行う必要があるのではないかと感じております。

そこで、現在の民生委員・国勢調査員の確保の状況、課題などはどのようになっているか、次により質問をさせていただきます。

1点目、近年、民生委員の成り手がいないため、毎回欠員が発生をしているのではないかと感じております。5年前も私、この質問をさせていただきましたが、今回も同様な問題が発生するのではないかと危惧しております。

そこで、民生委員の成り手不足の現状と課題、対策についてお尋ねいたします。

2点目、国勢調査員の確保の現状とインターネットの利用によるさらなる推進を図るなど、調査の進め方について考えをお尋ねいたします。

次に2番目の質問、学校給食についてです。

この9月の第2学期から、選択制ランチボックス、いわゆる弁当になりますが、食缶

方式への移行が予定されております。現在の準備状況並びに課題等について伺います。

以上、明快な御答弁のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 中島議員の二つの御質問のうち、1番目の御質問「民生委員・国勢調査員の確保の状況は」については私から、2番目の御質問「学校給食について」は教育委員会からお答えいたします。

1番目の「民生委員・国勢調査員の確保の状況は」についてでございますが、今年度は、民生委員の一斉改選と国勢調査が実施されます。民生委員だけでなく国勢調査員など、協力いただく方の担い手の確保については大変苦慮し、自治会長はじめ、多くの方に御苦労いただいております。

人材確保が困難な原因の一つとしては、近年、仕事をしている高齢者の増加が挙げられます。

民生委員や国勢調査員のように信頼性が重要となる人材については、地域の実情を把握されている自治会長に地域からの推薦をお願いしているところでございます。

詳細は、健康福祉部長と企画担当部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（西村） 中島議員の1番目の「民生委員・国勢調査員の確保の状況は」の御質問の一つ目、「民生委員の成り手不足の現状と課題は」について、詳細にお答えいたします。

今年度は、3年を1期として改選の年となっており、12月1日からの就任に向けて、自治会からの推薦をお願いするとともに、関係機関をはじめ町職員への声かけや協力を依頼するなど、民生委員の確保に向けて取り組んでいます。

本町の民生委員・児童委員の定員は、主任児童委員を含めまして48人ですが、現在は3人の欠員が生じており、活動いただいている民生委員は45人という状況です。

民生委員の成り手不足が生じている主な原因としましては、高齢化と人口の減少、核

家族化の進行による負担の増加と、60歳を過ぎても働き続ける人が増えたことなど、民生委員の担い手になる方の高齢化が考えられます。

民生委員へ寄せられる問題は、かつては高齢者に関する問題が主なものでしたが、現在は子供への虐待、ひきこもり、孤独死など多様化しており、相談を受け止める委員の負担は増加しています。また、地域の担い手としての期待も大きく、地域でのサロンなどの企画運営を民生委員が担う地域も多くなっています。

民生委員に負担なく活動いただくためにも、地域における民生委員・児童委員活動に対する理解をいただき、互助の考え方に立ち、多くの人で地域の役割を分担していただき、支えていただきたいと思います。

また、私たち行政としましては、民生委員の精神的な負担を軽減させ、活動しやすい体制づくりに取り組んでまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 榎並企画担当部長。

~~~~~○~~~~~

○企画担当部長（榎並） 中島議員の1番目の御質問「民生委員・国勢調査員の確保の状況は」の2点目、「国勢調査員の確保の現状と進め方は」について、詳細にお答えいたします。

国勢調査は、原則として5年ごとに行われている、最も重要で基本的な統計調査で、今年度22回目の調査となります。この国勢調査から得られる日本の人口や世帯の実態は、国や地方公共団体の各種行政施策において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、利用を通じて国民生活にも役立てられています。

このたびの調査については、既に調査区の区分けとその調査区に対する調査員数が正式に決定しており、本町においては111名の調査員が必要となります。この必要な調査員の確保のため、町広報紙や町ホームページ、民生委員児童委員協議会での声かけ、町職員の関係者への協力依頼を実施したところです。

働く高齢者や共働き世帯の増加等により、先ほどの町長答弁にもありましたように、本町でも成り手不足が課題となっており、現時点において、各地区によりバラつきはありますが、全体の約45%の確保となっています。

このような中、残りの必要数の確保に向けては、各自治会に調査員の推薦に御協力い

ただくことともに、引き続き町職員の関係者や関係団体、会議の場での募集に努め、広島県とも連携しながら、確実に調査が実施できるように取り組んでいるところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 中島議員の二つ目の御質問「学校給食について」お答えをします。

現在、2学期から始まる食缶方式による給食の提供に向け、給食提供事業者や各小中学校で組織する食缶方式移行準備委員会と協議を重ね、準備を進めているところです。

食缶方式への移行についての保護者への周知につきましては、2月の入学説明会や在校生に対して案内文書を配布するなど既に対応をしており、3月からは広報「くまの」にも「温かい給食で笑顔をつなぐ」と題して、連載記事として移行に関する情報を周知しているところです。

また、食缶や食器、配膳台の備品等の納品や配膳を円滑に実施するための各学校施設の改修工事は、7月末には完了する見込みとなっております。

今後は、保護者等を対象に8月に試食会を予定するとともに、各小中学校において配送や配膳等のリハーサルを実施して、2学期からの食缶方式による学校給食の円滑な提供、実施に向けて取り組んでいるところです。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございます。それでは、もう少し掘り下げて質問をさせていただきます。

まず、民生委員の推薦状況についてお尋ねいたします。

今回、選出に当たっては、私も担当させていただきました。過去に例がないぐらい大変苦労いたしました。そのときの私なりの感想としまして、先ほどもありましたけれども、高齢者の就労率が非常に高く、地域に貢献する余裕がない、それから、地域福祉活動に無関心な社会になっているような気がしました。それから3番目に、役割であったり、あるいは業務の内容の負担増などが成り手不足の要因になっているのではないかと

感じました。

このような状況が続けば、成り手はますます減っていくのではないかとということが考えられます。町として、抜本的な対策を考えておられますか、お尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） 民生委員の成り手不足について、中島議員の挙げられた3つ課題は、熊野町だけでなく、全国的にも同様の状況となっております。

熊野町でも現在、45人中65歳未満の方が5名、65歳以上の方が40名という状況になっておりまして、就労の状況では14名の方が仕事をしながら民生委員をされております。

町としましては、抜本的な対策ではございませんが、選出が困難な場合などは、町も自治会長さんと連絡を取りながら広く声かけをいたしまして、候補者として名前が挙げられた方などには直接お願いに伺っている状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 次に、これ全国数値になりますけれども、2023年の全国24万人の民生委員がおられるようですけど、そのうち1万3,000人が欠員が発生しているというふうなことが報道されておりました。

町として、先ほど部長答弁にもありましたように、3人の欠員と言われます。最近の欠員の傾向はどんな状況になっておりますか、お尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） 令和元年度からの傾向ですが、継続的な欠員は貴船地区と主任児童委員各1名が現在に至るまで欠員となっております。

そのほかといたしましては、令和元年度から令和5年度までは柿迫が1名、令和4年度から現在に至るまでは中溝が1名の欠員となっております。4名から3名の欠員の状

況となっているのが現状です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございます。民生委員がいなくなったり少なくなったりすると、地域住民の福祉サービスが鈍化いたします。孤立や生活困窮を抱える人が多くなるのではないかと懸念されます。また、欠員となっているその地域の民生委員さんにも、業務が負担増となることが心配されます。

民生委員の選出に当たっては「地域住民に限る」とありますけれども、町でそれ以外の対応は考えておられますか、お尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） 委員の選出についてですけれども、国が示す選任要領では、直接の関係者だけではなくて、自治会や福祉活動を行うボランティア団体、保健医療団体、多方面から幅広く推薦を得るなど人材の確保に努めるとされておりまして、熊野町でも、地域の実情を把握されている自治会長にお願いをしているところです。

また、民生委員の活動は性格上、公募などによる選出はそぐわないということもありますので、繰り返しとはなりますが、推薦をいただくプロセスの過程において選出に困難な場合などは、町としましても一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 担当の地域内で確保が困難な場合は、近隣地域の方にお問い合わせをするなどの特例も考えてはいいのではないかというふうな気がしております。これについていかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（井原） 担当地区内での確保についてなんですけれども、居住の要件として民生委員法であるとか、国の選任要領において定めがありまして、この居住の要件について、国のほうでも昨年度、協議を重ねられております。また、地域から選出するということは、本来の民生委員の活動から困難であるとの理由から、要件の緩和は見送られたということになっております。

今後も引き続き、担い手の確保に向けて、国の動向には注視してまいりたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中島議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○6番（中島） 業務の負担増が、かなりまだ成り手不足の一つの要因になっているのではないかと思います。

業務負担の軽減を図るとの説明はよく耳にするんですけれども、具体的にどのような軽減策を講じてこられましたか。また今後、業務負担軽減策を考えておられますか、お尋ねいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 井原次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（井原） 町からお願いしている業務なんですけれども、少しずつではありますけれども、工夫を行っております。例えば、少し前になりますけれども、高齢者世帯の状況調査、これは現在の避難行動要支援者名簿に当たるものですが、こちらと敬老会の対象者への案内についてなんです、こちらは1人ずつ回っていただいておりますが、郵送により対応を変えております。また、定例会の時間をできるだけ短くするなどの工夫も行っております。

しかし、行政からのお願いだけではなくて、地域の活動であるミニデイであるとかサロンの活動など、主体的に民生委員さんは取り組まれておられます。地域での充て職として、複数の役割を担っているのが現状となっております。地域での信頼も厚く、業務が重なってしまっているのが現状となっております。

地域の担い手不足という課題も踏まえまして今年度、社協のほうで新たな地域の担い手の確保や活動の見直し等をテーマに、民生委員さんやボランティア活動の方を対象にワークショップを開催すると聞いております。地域での業務軽減に向けての一助になることを期待しております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~〇~~~~~

○6番（中島） 民生の関係、最後にさせてください。

報酬と言うのが適切かどうかちょっとあれですけども、現在、その報酬的な状況はどのようになっておりますか。成り手不足の解消対策として、町独自に報酬をアップすることは考えておられませんか、お尋ねいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~〇~~~~~

○健康福祉部次長（井原） 民生委員法では、給与を支払わないというふうになっているため、報酬の支給はしておりません。民生委員は無報酬のボランティアとして活動いただいておりますので、ガソリンなどの燃料費や文具購入費などの職務に必要な経費を補填するための費用弁償として、報償費の支給を行っております。報償費については、令和3年度に改定をしておりますので、現在では改定を考慮はしておりません。

また、担い手不足の解消の対策としましては、広報やホームページなど民生委員活動の啓発を行いまして、民生委員の皆様が誇りを持って取り組んでいただけるよう、環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~〇~~~~~

○6番（中島） ありがとうございました。

次に、国勢調査に関して少しお尋ねいたします。

現在、町は、おおむね70世帯を1調査区画として設定されております。3万円から

7万円程度の報酬を支払っておるようですけれども、近隣市町では、5万円から9万5,000円の報酬を支払っている町もあるようです。なぜこのような違いがあるのでしょうか。報酬のアップは考えられないでしょうか。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 榎並部長。

~~~~~○~~~~~

○企画担当部長（榎並） 調査員の報酬は、国から交付された調査員報酬の総額の範囲内で、調査委員相互間の不均衡が生じないように傾斜配分などの方法により、市町の判断で適切に算出されているとされております。このことから、まず、報酬の独自の上乗せは行ってはおりません。

本町においては、従来から傾斜配分を採用しており、現時点では、今回調査における報酬額の算定を行っていないことから、前回調査の平均額3万円から7万円を参考としてお示ししております。

一方、このたび総務省の定める支給基準に基づき県から示された報酬額につきましては、議員御指摘のとおり、1調査区の担当で約5万1,000円、2調査区の担当で9万6,000円となっており、傾斜配分を採用しない市町においては、おおむねこの額が報酬額となる場合もあるため、そのように周知されているケースもあるのではないかと推察されます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 次に、インターネットによる回答が進んでおります。これは、業務の効率化が図られるというようなこととか、あるいは調査員の負担軽減につながるものだろうというふうに思います。さらなるインターネットによる調査を推進すべきと考えます。

ちなみに、前々回は41%、それから前回、5年前は約70%の方がインターネットを利用して調査に協力していただきました。今回はどの程度の利用を想定されておりますか、お尋ねします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 榎並部長。



〇議長（時光） 榎並部長。

〇企画担当部長（榎並） 調査票の配布方法を含めて、調査は総務省が定めるところになります。総務省が示す令和7年国勢調査実施計画において、調査員は担当する調査区内の全世帯を訪問し、面接の上、調査票等の調査書類の一式を配布するとともに、調査世帯一覧に必要な事項を記入するとされているところです。

現在、国において、調査票を郵送で渡すことも検討されておりますが、今回の調査においては、従来どおりの対面手交が必要となります。

以上です。

〇議長（時光） 中島議員。

〇6番（中島） 今回の国勢調査に関わる全体の費用はどれぐらい計上されておられますか。業務内容別に分かれば、教えていただきたいと思えます。

〇議長（時光） 榎並部長。

〇企画担当部長（榎並） 国勢調査事業全体として1,157万5,000円を計上しており、全額が国費で措置されています。

主な業務内容ですが、会計年度任用報酬53万8,000円、指導員報酬114万5,000円、調査員報酬754万円、事務用品32万円、郵送料・指導員電話料・調査員電話料43万6,000円、調査区用図・調査員配布用地図出力代行業務88万6,000円となっております。

以上です。

〇議長（時光） 中島議員。

〇6番（中島） ありがとうございました。この秋、そういった民生委員、国勢調査の業務が入ってきます。よろしく願いいたします。

次に、学校給食に関して質問させてください。

ランチボックス、いわゆる弁当になりますけど、私が知っている限り、小学校は昭和59年から、中学校では平成28年から提供されてきたというふうに聞いております。食缶方式になると温かい給食が食べられることに、児童生徒たちや保護者は喜びを感じておられるのではないかと思います。

現在でのその方々の反応はどのようになっているか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 現在、教育委員会に寄せられている保護者等の声、反応は、温かい給食に期待が高まるとというような状況でございます。今のところ、児童生徒の反応については状況は分かりませんが、2学期からの食缶方式、温かい給食が始まってからの反応に期待をしたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） よろしくお願いたします。

次に、熊野町も食缶方式にやっ移行することになりました。町は、いろいろな施策について他の市町よりも先駆けて実施する町であるというふうに私は思っております。

調べてみますと、食缶方式への移行が一番遅れているということを知りました。児童生徒たちは、おいしくて温かい給食がやっ食べられることを楽しみに待っていたのではないかと思います。なぜこのように遅れたのか、理由をお伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 現在のランチボックス方式の給食ですが、小学校では約80%の児童が、中学校では約60%の生徒が喫食をしているという状況でございます。いろいろな理由があると思われましても、これまで喫食率が高かったということもございまして、弁当方式の給食が継続してきた主な理由と認識しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 次に現在、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、給食提供事業者に補助金を交付していると思います。2学期からはこの仕組みはどのようになりますか、お尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（立花） 現在、ガス・電気といったエネルギーでありますとか、米なんかの食料品、この物価高騰が続いておるところでございます。そういった中でも、保護者の負担軽減を図りながら、栄養バランスや質を保った給食を安定して提供するために、物価高騰の臨時交付金を活用いたしまして、給食提供事業者に対して補助金を交付しているところでございます。

また、今年8月までは1食当たり15円を交付いたしまして、2学期から始まる食缶方式につきましては1食当たり25円を交付し、保護者の負担軽減を図る予定としておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） 既に給食に関わる無償化をいろいろ検討されている市町があると聞きます。食缶方式への移行は遅れましたけれども、給食の無償化にいち早く取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この施策が実施すれば、さらに人口が増加し、町の活性化が期待できると思いますが、教育長の御見解をお尋ねいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 給食費の無償化につきましては現在、国等において様々な議論がなさ

れていることは承知をしているところでございます。今後は、町の財政状況であるとか、あるいは、今のような国の動向等に注意しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ランチボックス方式から食缶方式に移行するわけですが、費用がどのように変わっていきますか、お尋ねします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 給食提供に係る費用は、主に食品購入業務や調理業務がございます。これまでのランチボックス形式の1年間の費用は1億4,882万円ということで、内訳が、食品購入業務が8,262万円、小学校1人当たり270円、中学校1人当たり320円となっております。調理業務は6,620万円ということで、小学校1人当たり228円、中学校1人当たり230円となっております。

それで、2学期からの食缶方式に移行した1年間の費用でございますが2億4,440万円ということで、こちらは牛乳の購入費を含めた食品購入業務が1億5,728万円、小学校1人当たり300円、中学校1人当たり350円となっております。調理業務は8,712万円、小学校1人当たり220円、中学校1人当たり213円となっております。

増額の主な理由といたしましては、全員喫食となりますので、喫食数が増加するといったことが主な要因と考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） あわせて、保護者の負担金はどうなりますか、教えてください。

〇議長（時光） 須賀次長。

〇教育部次長（須賀） 現在のランチボックス方式での保護者負担金は食材費のみで、小

学校は250円、中学校は300円となっております。これに選択制の牛乳を含めると、小学校は320円、中学校は370円となっております。

ランチボックス方式での牛乳の取扱いは、学校の諸費として徴収しております。食缶方式では、食材費と牛乳を合わせた保護者負担金として町の会計に納付していただくということになりまして、小学校では270円、中学校は320円を負担していただくように予定しております。現在牛乳を選択している児童生徒は、50円減額という予定をしております。

以上です。

〇議長（時光） 中島議員。

〇6番（中島） 先ほどもありましたけれども、2月頃から準備を進めてきておられると

いうことですが、保護者への負担金の説明はどのようにされ、理解が得られたかどうかお尋ねします。

〇議長（時光） 須賀次長。

〇教育部次長（須賀） 先日、5月29日に給食審議会が開催されました。2学期からの

食缶方式に係る保護者負担金について協議をいただき、承認されました。今後、食缶方式による申込みをしていただくよう、保護者に案内する予定で、その段階で保護者には金額を提示するということとなります。保護者の方々には金額が御理解いただけるよう、丁寧に説明してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長（時光） 中島議員。

〇議長（時光） 中島議員。

○6番（中島） アレルギーのある児童生徒の状況の把握と対策は、どの程度進んでおりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） アレルギー対策につきましては、2月にアレルギーのある児童生徒の保護者にアンケートを実施しまして、除去する品目を選定する対応方針を4月に決定しました。

これから食缶方式による申込みをしていただくわけですが、申込書に加えて、アレルギーの診断書を提出していただく予定となっております。対象となる児童生徒の保護者との個別協議の申込みを、6月以降から予定しているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございます。食缶方式の関係で、民間事業者の配膳員がクラスごとに仕分を行って配膳室などに運ぶものと思われそうですが、先ほどちょっとありました配膳室等の環境は、7月ぐらいには済みますか。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 先ほど教育長のほうから答弁もあったかと思いますが、配送や配膳を円滑に実施するために、全ての小中学校において、配膳室やコンテナを積み下ろしする箇所の施設改修工事を行うこととしておりまして、これまで一部の学校では完了しているところもございます。一応、全ては7月末までに整備は完了する予定で実施を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ちょっと調べてみました。学校給食衛生管理基準というのがあります。  
食缶方式は、こういった中で衛生管理責任者を配置する必要があるのかどうか、この辺りをちょっと教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 学校給食衛生管理基準につきましては、学校給食調理場においては、栄養教諭と衛生管理責任者を決めて定めることとしてありますけれども、栄養教諭等が現にいない場合は、調理資格を有する学校給食調理員等を衛生管理責任者として定めることができる旨が規定されております。

本町におきましては、自校式とか給食センター方式の学校給食調理場ではないために、給食提供事業者であります日米クックの調理場に衛生管理責任者を配置する必要があると考えております。そのために、各小学校においては、衛生管理責任者を配置する必要はございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（中島） ありがとうございます。不慮の事故といいますかトラブル、食缶をひっくり返して、例えばみそ汁等々がひっくり返るといようなことも一つのリスクとしてあると思いますけれども、そのようなときの対応を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 食缶をひっくり返すとかいうことも想定があると思いますが、学校全体で分け合うなどして対応してまいりたいというふうに、現在のところは考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中島議員。



最後に町長にお尋ねいたします。

学校給食の無償化については、先ほど教育長から、町の財政状況とか国の動向に注視しながら考えていくというふうな答弁がありました。

町長に再度、伺います。

町長は、先の町長選挙当選後に、学校給食の無償化に向けて取り組むと抱負を述べられました。今年2月に、給食の無償化について自民・公明・維新の会で合意文書が交わされ、2026年早期に取りあえず小学校の給食費を無償化するという報道がありました。町は、国の決定を待たず、今回の食缶方式に合わせて給食の無償化を先行実施すれば、町長の公約を果たすことが可能となります。その辺の考えを町長にお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 選挙において、学校給食の無償化について努力していきたいということは思いました。その気持ちは今も変わりません。

それから、やはり学校給食を無償化することによって、人口の流入でもかなり流れができてくるとは思っておりますが、ただ、残念ながらあまりにも費用が莫大過ぎるところがございます。恐らく年間一億数千万円を負担していく必要がございます。一億数千万円の負担が毎年続くとなると、かなり財政的にも厳しい状況でございます。

先ほど中島議員が言われたように、今年2月、三党合意ということで自由民主党・公明党・日本維新の会の3党が合意した文書が、控えが手元がございますが、この中で、まずは小学校を念頭に、地方の実情等を踏まえ、令和8年度に無償化を実現する。その上で、中学校への拡大についても、できる限り速やかに実現するという文書でございます。

基本的には、これを飛び越えて町単独で無償化を実現するのはかなり厳しいと今は思っております。ただ、この合意文書の下にこれが政府決定となり、無償化に動きが出てまいりましたら、町としても速やかに、この政府の方針に基づいて無償化に向けてかじを切っていきたいと思っております。中学校への無償化がいつになるか分かりませんが、その時期も勘案しながら取り組んでいこうと思っております。

以上でございます。



続いて3番、水原議員の発言を許します。

水原議員。

~~~~~〇~~~~~

〇3番（水原） 皆さん、おはようございます。3番、水原耕一です。本日もよろしくお願いたします。

今回は、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、物価高騰のあおりを受ける住民の食に対する支援策はです。

物価の高騰が続いています。様々な食料品が次々と値段を上げ、中では昨年と比べると2倍も3倍も違ってきている食材も出てきています。物価が上がり、給料も上がるという状況ならいいのですが、給料はさほど変わらずといった方のほうが多いのではないのでしょうか。たくさん食べたい育ち盛りの子供たちのいる保護者の方や、年金だけで生活されている高齢者の方々から、今までどおりの食生活を送るのに苦慮するといった声を聞きます。

このような状況の中、国からの対策金も給付されてきていますが、町のこれからの取組を伺います。

次に、2つ目の質問。高齢者支援についてです。

今年度、団塊の世代、昭和22年から24年に生まれた方が全て75歳以上となり、後期高齢者の方が5人に1人になるという、いわゆる「2025問題」に突入します。本町も、誰もが元気で健やかに暮らせる町にするため、地域包括ケアシステムの構築などを目指しいろいろと対応を考えていると思いますが、なかなか一筋縄ではいかない問題ではないでしょうか。しかし、住民の方の不安は増すばかりです。

そこで今回は、本町に住まわれている方々の声を聴き、生活支援に対することを質問させていただきます。

①地域で支え合う体制の整備について。

高齢になると、様々なお困り事が出てくる。地域で助け合うために行政でできる支援策はないか。

②在宅介護の手助けについて。

多くの高齢者は介護が必要になっても、自宅での暮らしを望んでいます。今後できる支援策はないでしょうか。

以上、詳細な答弁のほうをよろしくお願いたします。

〇議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

〇町長（三村） 水原議員の2つの御質問、「物価高騰のあおりを受ける住民の食に対する支援策は」と「高齢者支援について」、お答えします。

1番目の「物価高騰のあおりを受ける住民の食に対する支援策は」についてですが、令和6年11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定され、令和6年度補正予算において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を追加する令和6年度補正予算が成立しております。本町におきましても、この交付金を活用し、効果的な物価高騰対策に取り組んでいるところです。

詳細は、企画担当部長から答弁します。

次に、2番目の御質問「高齢者支援について」でございますが、本町におきましても、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎え、今後ますます高齢者に対する生活支援や介護ニーズが高まることが予想されます。

高齢者支援の基本となるのは、介護保険事業の円滑な運営です。中長期的な地域の人口動態やサービスの需要を踏まえ、介護サービスの提供体制の充実を図ってまいります。

また、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、「支えあい、認めあう地域づくり」を基本目標の一つに掲げております。誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、多様な生活支援のニーズに対応するため、庁内関係課の連携とともに、関係機関、団体などと連携体制の強化を図り、包括的な支援体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

詳細は、健康福祉部長から答弁いたします。

〇議長（時光） 榎並企画担当部長。

〇企画担当部長（榎並） 水原議員の1番目の御質問、「物価高騰のあおりを受ける住民の食に対する支援策は」について、詳細にお答えいたします。

物価高騰が続く中、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事

業者に対する支援については、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、国において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が措置されております。まずはこの交付金を活用した事業を早期に実施することが、物価高騰対策に効果的であると考えています。

交付の対象事業は、「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」となっており、このうち「推奨事業メニュー」については、支援に効果的と考えられる推奨事業がメニューとして国から示されております。本町でも、このメニューに従って実施可能な事業を全庁的に洗い出し、より効果的に食料品価格等の物価高騰の負担軽減を図ることができると事業実施に努めているところです。

今後につきましても、国の物価高騰の対策について注視し、効果的な支援策について検討してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（西村） 水原議員の2番目の御質問「高齢者支援について」、詳細にお答えします。

まず、1点目の「地域で支え合う体制の整備について」ですが、地域活動の担い手が不足し、地域の付き合いがますます難しくなっています。高齢者の独り暮らし、高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域の人と人、人と資源が、世代や分野を超えて支え合うことが重要となっています。町では、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の考え方の下、地域の課題や社会資源等を抽出し地域活動などへ反映できるよう、地域ケア会議を開催しています。

2点目の「在宅介護の手助けについて」ですが、高齢者が要介護状態になっても、自分らしい暮らしができるよう、介護サービスを提供しています。また、在宅介護を継続するためには、医療・介護の専門的なサービスだけでなく、家族介護者が直面する様々な介護への不安や大変さを軽減できる支援が必要であると考えています。

現在、町では、家族介護用品の支給、緊急通報システム事業や家族介護者への相談等を行っています。介護が必要な高齢者の在宅生活を支える家族介護者を経済的、精神的に支えていく取組を行っています。

以上です。

〇議長（時光） 暫時休憩いたします。

再開は13時30分です。

（休憩 11時41分）

（再開 13時30分）

〇議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を一般質問を再開いたします。

水原議員。

〇3番（水原） 午前と午後またがりましたが、引き続きよろしくお願いたします。

まず1つ目の質問。物価高騰のあおりを受ける住民の食に対する支援策について、まず伺います。

今年度、国から下りる物価高騰対策金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、使い方として水道代を2か月分免除するという活用方法は聞いていますが、その他に食に関する支援策は何か考えていますでしょうか。

〇議長（時光） 榎並企画担当部長。

〇企画担当部長（榎並） 国の令和6年度の補正予算で追加された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューにつきまして、本町の交付限度額として、令和6年12月22日付で6,506万8,000円が示されました。先ほど答弁をさせていただきましたが、この限度額の下に、より効果的に食料品価格等の物価高騰の負担軽減を図ることができる事業を全庁的に洗い出した上で、早期に実施できる事業から実施しているところでございます。

令和6年度につきましては、令和6年度熊野町地域経済応援クーポン券事業のうち、単費支出予定だった部分の2,250万4,000円、令和6年度学校給食食材費等の高騰対策支援事業に354万3,000円を充当しております。

この交付金については、令和6年度及び7年度の事業への充当が可能であることから、令和7年度は、交付限度額から令和6年度の交付金充当分を除いた約3,900万円を

活用して事業を実施する予定でございます。

このうち、物価高騰対策として予定している事業についてですが、議員の御質問にもございました水道料金の2か月分免除のほかに、井戸水の利用世帯等の水道の未取水世帯への水道基本料金の減免と同額の支援を予定しております。

また、食料品等の物価高騰の影響下において、切れ目なく保護者への負担軽減を図りつつ、これまでどおり栄養バランスや質の保った給食の提供ができるよう、保育所等給食提供に係る物価高騰対策支援及び学校給食食材費等高騰対策支援も実施することとしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。伺いますと、今年度も保育所等に物価高騰に対する支援対策、保育所等給食提供に係る物価高騰対策支援を実施していただくということで、大変感謝申し上げます。

それと、昨年度実施できなかった老人福祉施設や障害者施設への食の支援、これも行っていかなければならないと思いますが、今年度はどのように考えていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 榎並部長。

~~~~~○~~~~~

○企画担当部長（榎並） 先ほど申し上げましたけれども、今後につきましても、効果的な支援対策について全庁的に検討を進めてまいりたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） よろしく申し上げます。食は、やっぱり生きる意味で大変重要なことです。ぜひお願いいたします。

次に、もう一つの実施支援の学校給食食材費等高騰対策支援の内容も聞きたかったのですが、先ほど中島議員の質問で十分理解できました。私も給食費無償化の願いをしようと思っていたので、引き続きこれも調査研究のほう、よろしく申し上げます。

この給食費無償化は、子育て世代に対しては大変有効な施策だと感じます。というのも、令和2年3月に第2期子ども・子育て支援事業計画が出されています。その中にアンケート調査の実施と結果が載っています。その項目のうち、「お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えなかったことがあるか」という質問がありました。結果は、「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」を合わせると、11.5%の方が食料が買えなかったと回答しています。

調査から5年が経過し、今年度、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定がなされました。コロナ禍もあり、かなり変わってきていると思いますが、その結果はどのようになっていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（熊野） 今回の計画でも同じ項目で保護者のアンケートを実施しております。「よくあった」、「時々あった」、「まれにあった」を合わせた割合を申し上げますと、就学前の児童の平成30年度の調査では、議員おっしゃった11.5%で、令和5年度、今回のための調査では14.4%と2.9%の増加をしております。小学校の児童の平成30年度の調査では10%、令和5年度の調査では14.8%と4.8%増加しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 物価高騰のあおりを受け、十分な食料を買えない方が増えてきていると思います。給食というのは、本当にバランスの取れた食事だと思うので、この給食費無償化というのを早めに取り入れることを要望します。

また、そのほかの対策として、令和5年12月定例会で、食品ロス削減と子供の貧困に対する取組について質問しました。その中で、こども食堂に対することを伺いましたが、その後の状況を把握していますでしょうか。こども食堂の増減や訪れている人数などは増えてきていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~  
○子育て支援課長（熊野） 現在もこども食堂につきましては、二つの団体が活動されているようです。増減はございません。

訪れている人数ですが、西ふれあい館での活動状況をお聞きしましたところ、月に1回実施されていて、対象者はどなたでもということになっております。令和5年11月から始まったもので、スタッフを含めて平均月に62人参加されています。8月が35人と一番少なく、12月は96人と最も多かったようです。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（水原） ありがとうございます。12月に100名近い方が来られているということは、大分周知ができていると感じます。二つの団体のこども食堂を運営されている方々に感謝を申し上げます。これからもよろしくお願いします。また、行政も変わらぬ支援のほうをよろしく願いいたします。

それと、こども食堂と平行して、社会福祉協議会がやられている緊急一時食品提供事業、いわゆる「フードバンク事業」ですが、今の状況はどのようになっていますか。どこからどれぐらいの量が提供され、どこに支給されていますでしょうか。お聞かせください。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 井原健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~  
○健康福祉部次長（井原） 社協が実施しておりますフードバンク事業の令和6年度の実績ですが、26世帯、延べの提供回数は55回実施したと報告されております。

この事業の対象者なんですけれども、生活困窮世帯など、次の収入予定日までの所持金等がなくて、緊急で一時的な支援により命等の危険回避が必要な世帯となっております。

利用の流れについてですけれども、本人または福祉事務所、町保健師、包括支援センターの職員、民生委員などから相談が入った後、収入状況や食物アレルギーなどの有無

を把握するため、社協の担当者がその人と面談を行っております。聴き取りの上、食品を自力で購入できるまで何日分が必要であるかなどを決定していきます。

提供についてですけれども、社協まで取りに来ていただくこともありますし、担当者が自宅まで届けていただくということで対応しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。

しかし今、食料品の調達が難しくなっていると聞きます。食材はどこから提供されていますでしょうか。提供してくれる企業等は探したり、募集していますでしょうか。また、提供された食材は全て消費されていますでしょうか。お聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（井原） フードバンクの提供元は、社協が契約している2か所のNPO団体と、あと県社協のほうのフードマーケティング事業から食品を頂いているほか、町民からの寄附、こちらについては特にお米に当たりますけれども、頂いております。

頻度といたしましては、月に1回から2回程度。県のフードマッチング事業では年に4回配分されております。

配分量についてなんですけれども、市町の規模や実施事業に合わせて提供元が決めて配分されている状況です。

提供の募集についてなんですけれども、食費については契約している団体や県社協で十分補われているようなんですが、お米については、必要に応じて社協だよりなどで募集を掲載して呼びかけておられます。

また、提供された食品の消費についてなんですけれども、無駄にならないよう賞味期限が近いものから提供したり、社協で持ち帰りスペースを設けて、来所者に自由に持って帰っていただくなどで対応を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（水原） 今の状況では、提供元からの食料品の量や、町民の方からのお米を寄附してもらっているということですが、その寄附もかなり減ってきていると思いますが、引き続きこちらのほうも根気強くお願いいたします。

また、それらの寄附された食品は、こども食堂にも届いていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 井原次長。

~~~~~○~~~~~  
○健康福祉部次長（井原） 社協のほうで実施しておられるフードバンクでは、生活困窮者だけではなくて、こども食堂やボランティア団体にもお米やお菓子などの提供を行っております。

そのほかとしましては、障害施設には飲料水など、子育て支援施設には乳幼児用のミルクの提供も行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○3番（水原） 最近の中国新聞の記事に、こども食堂の食材不足の問題が取り上げられていました。12月に100人近い方が訪れている熊野町のこども食堂の運営も、かなり大変になっているのかと心配です。引き続き、行政からのバックアップのほうもよろしくお願いいたします。

次に、高齢者の食事に対する支援策ですが、何かやられていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 竹本高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~  
○高齢者支援課長（竹本） 高齢者の方に食事を提供するなどの支援はしていませんが、介護予防の一つとして、町が主催している「けんこう華齢教室」などで栄養や口の健康の維持・改善のために、オーラルフレイル予防について普及啓発を行っています。

以上です。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○産業観光課長（近藤） 令和2年度から昨年度まで毎年、地域経済応援クーポン券事業を実施してきましたが、いずれも国や県からの交付金や補助金を活用しての実施でございます。利用率も高く、事業所からも次回実施する場合にはまた参加したいとの御意見もいただいておりますが、事業実施にはまずは財源の確保が必要であると考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） ありがとうございます。

今回、食に対する質問をさせていただきました。異常なほどの物価高騰が続く中、住民の方の不安は計り知れません。なかなか財源確保は難しいと思われませんが、選ばれる町、熊野町のため、調査研究のほうをこれからもお願いいたします。

以上で、食に対する質問は終わらせていただきます。

次に、高齢者支援について質問させていただきます。

地域包括ケアシステムの構築のため、毎年度、地域ケア会議が行われていると思います。そこで出た課題等の内容は、どのようなことがありますでしょうか。また、令和5年度は6回開催されていますが、昨年度の会議は何回行われ、どのような団体が出席されていますか。また自治会、各地区ごとに行われていますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 竹本課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（竹本） 個別ケア会議や自立支援型ケア会議では、高齢者の低栄養や歯や口腔への意識が低いことなどが課題として上がっています。令和6年度は個別ケア会議7回、自立支援型ケア会議を3回開催しました。

個別ケア会議は、御家族や民生委員、ケアマネジャーなど地域の方に出席していただいています。自立支援型ケア会議は、ケアマネジャーが医師やリハビリの専門職などから、自立に向けたケアプランについて助言をいただく会議となっています。

自治会ごとには行っていません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） 昨年度の会議では、高齢者の低栄養や歯の口腔等が課題に挙げられているようですが、その他に地域で支え合うことやコミュニケーションの希薄化等の問題は議題に挙げていませんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 竹本課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（竹本） 近年、独居で御家族が遠方にいる高齢者、御近所に知り合いや支援者がいない孤立した高齢者の問題はあります。そのため、地域での通いの場として、シルバーリハビリ体操や認知症カフェなどの地域の拠点づくりによりお話ができる関係づくりがつけられる場所を提供しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） それらの案件に対しては、どのような方がどのような助言をしていただき、政策につなげていったのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 竹本課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（竹本） 地域で生活していくための必要な支援は何なのかを検討し、専門職などで、高齢者が判断能力のあるうちに今後の医療・介護、住まいについての計画を立てていく必要があるなどの助言を、御家族やケアマネジャーに行っています。また、支援者である家族がない場合は、地方の専門職につなげるなどの提案を行っています。そうすることで、地域で安心して老後を迎えられる体制をつくられるように努めています。

以上です。

〇議長（時光） 水原議員。

〇3番（水原） ありがとうございます。地域ケア会議、地域個別ケア会議等で話し合い、問題解決に向け取り組むことは、これから非常に重要になってきます。

そこで、地域包括ケア計画があります。その中で、地域で支え合う体制の整備のアンケートを調査があります。「近所に困っている人や家庭があった場合にできる手助け」という項目があります。その中では、「見守りや安否確認の声かけができる」、「話し相手、相談相手になれる」、「ごみ出し、買物の手伝いができる」、「草刈りや庭の手入れなどができる」という回答が上位にランクインしています。

しかし、このような意見が多いのに高齢者の困り事は変わりません。一番身近なお困り事でもあるごみ問題。ごみステーションに坂道を上って捨てるのは大変ですといったような声が増えてきています。アンケート調査でごみ出しの手伝いができる方が多いのに、ごみ出しに苦勞する方が増えているということは、調査結果があまり反映されていないように感じますが、どう思われますでしょうか。実際に行動してもらうには、行動に移す仕組みづくりが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

〇議長（時光） 竹本課長。

〇高齢者支援課長（竹本） 社会福祉協議会で実施している「ほっとくま」や町の委託事業である「ひとり暮らし巡回相談」など、今ある資源を活用していただけるよう、インフォーマルサービスの周知をケアマネ会議などで行っており、必要な方へ支援の提供をされています。引き続き、周知に努めてまいります。

以上です。

〇議長（時光） 水原議員。

〇3番（水原） それでは、「ほっとくま」や「ひとり暮らし巡回相談」での対応が難しい案件。例えばごみステーションのペンキ塗りや路上の草刈り、側溝の掃除等、どうにかならないかといったような声も聞きます。このようなことも「ほっとくま」等で対応

していただけるのであれば問題ないのですが、これは対象外だと思います。

そこで、仕組みづくりの一つとして、それらの取組をしてもらうのに、「地域お助け隊」などといったものを各自治会でつくってもらい行動してもらう。本当はボランティアでやっていただくのが一番なんですけど、その後、地域貢献をしたといった名目で報酬、これは現金ではなくて地域で使えるクーポン券などでもいいのですが、そういった事業をすればいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 花岡生活環境課長。

~~~~~〇~~~~~

○生活環境課長（花岡） 御提案ありがとうございます。地域お助け隊などの取組につきましては、人材不足などの課題もあると聞いておりますので、その実現の可能性につきまして研究してまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~〇~~~~~

○3番（水原） よろしくお願ひします。

高齢者の方のお困り事は、身近にあるささいなことです。例えば、先ほどのペンキ塗りもそうですが、昔は体力があり、できていたことができなくなっていること、買物や掃除、庭の草刈りがおっくうになったとか、免許返納して行動が制限される等です。これらを各自治会で把握し、問題解決に向け行動すれば、高齢者の方は自治会の加入メリットを感じて、脱退する方が少なくなるのではないかと思います。

しかし、デメリットの一つとして、広報の配布や会費の集金など、自治会の班長になると大変な仕事があります。若い方の自治会離れ、高齢者の方の自治会脱退などにつながりかねません。地域で支え合う体制の整備は、まず、自治会の改革ではないかと思われます。

自治会加入のメリットを明確にし、地域に根づく取組を考えていかなければなりません。それには、デメリットの一つ、毎月の広報の配布等が大変だと、苦痛だと感じて自治会を脱退や加入しない世帯のために、郵送にしたり新聞の折り込みに変えること等はできないでしょうか。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） ありがとうございます。この在宅介護には様々な苦勞が発生すると思います。これはなかなか難しいと思いますけれども、療養支援、入退院の支援、急変時の対応、みとり等、その方に一番ふさわしい在宅介護を提案していただき、最期まで充実した暮らしの実現に向け、これからも体制強化のほうをお願いいたします。

それでは、生活支援の充実のため、在宅介護されている方の介護用品等の支援はどのようなものがありますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 竹本課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（竹本） 所得制限や同居であるなどの支給要件がありますが、在宅において要介護認定で要介護4、5と判定されている方を介護されている家族に対して、介護用品、紙おむつ、尿取りパッドを支給しています。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） その補助金を受けるのに、所得制限というものがあります。これは一例ですが、高齢者夫婦のどちらかが病気になり、寝たきりの状態になったとします。高齢者夫婦どちらかが自分たちの家で面倒を見れば、ほぼ補助金は下ります。しかし、子供夫婦が1人面倒を見ると、所得制限に引っかかり補助金が下りないといったケースが出てきます。

介護されている方は、皆さん同じ苦勞をされています。物価が上がるのに給料は上がらない、そんな世帯も増えています。所得制限撤廃や、所得の上限引上げ等の対策はできないのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 竹本課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（竹本） 現在、介護用品支給事業は介護保険の地域支援事業として実施しており、国県の補助金の対象となっているため、支給対象者の収入制限を撤廃、引

上げすることはできませんが、国や近隣市町の動向を確認するなどし、実施方法について研究していきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） ありがとうございます。全ての方が平等に支援を受けられる体制の整備をお願いいたします。

地域包括ケア計画の中に、人生最期を自宅で迎えたい方が6割いるとの調査結果を目の当たりにすると、在宅介護の手助けの充実が求められます。在宅医療、介護連携の推進、現状まだまだ課題があります。地域ケア会議、地域個別ケア会議等を繰り返し行い、熊野町に合った地域包括ケアシステムの構築に向け調査研究していただくことを要望し、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、水原議員の質問を終わります。

続いて9番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 9番、沖田でございます。私からは二つの質問をさせていただきます。

一つ目に、平和教育の取組についてお伺いいたします。

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本理念を基調とし、学習指導要領にのっとって実施するものであります。児童生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願い、国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本とされています。昨年は、日本被団協がノーベル平和賞を受賞され、本年8月6日には広島は被爆80年の節目を迎えます。

そこで、熊野町における学校教育での平和学習についてお伺いいたします。

1点目に、「児童生徒の発達段階に配慮した取り組みは」

2点目に、「戦争や被爆の実相に触れる取り組みは」

3点目に、「地域や各学校の実情に応じた取り組みは」

4点目に、「国際理解や国際貢献等の視点に立った取り組みは」

以上、4点について詳細な答弁を求めます。

二つ目に、防災の取組についてお伺いたします。

私は、2011年の東日本大震災以降、学校施設の耐震化や福祉避難所の設置、避難行動要支援者名簿の作成、防災会議への女性の登用、ほか様々な角度から何度も繰り返し防災の質問をしていますが、今回は改めて4点についてお伺いたします。

1点目に、「町内小中学校での防災教育の取り組みは」

2点目に、「小学校での児童引き渡し訓練の実施は」

3点目に、「訓練実施後の要望についての取り組みは」

4点目に、「放課後児童クラブでの引き渡し訓練の実施は」

以上、4点について詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 教育長の答弁を許します。

平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 沖田議員の1番目の御質問「平和教育の取り組みについて」と2番目の御質問「防災の取り組みについて」お答えします。

1番目の御質問「平和教育の取り組みについて」は、人類最初の被爆地である広島に住む者として、本町の学校教育におきましても、これまで様々な取組が行われてきたところです。

2番目の御質問「防災の取り組みについて」は、本町が大きな被害を受けた平成30年7月豪雨災害後、特に学校教育におきまして、総合的な学習の時間等で防災教育の充実に努めてきているところです。

平和教育につきましても、防災教育につきましても、本町の児童生徒にとって、自らの生活と関連する大切な学習課題であり、今後も継続した取組の充実が必要であると考えています。

詳細は、教育部長から答弁します。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（立花） 沖田議員の1番目の御質問「平和教育の取り組みについて」と2番目の御質問「防災の取り組みについて」、詳細にお答えをいたします。

1番目の御質問「平和教育の取り組みについて」の1点目、「児童生徒の発達段階に配慮した取り組みは」につきましては、総合的な学習の時間や社会科の授業で平和教育に取り組んでおります。小学校の低学年では絵本の読み聞かせ、高学年ではDVDや動画の視聴、中学校におきましては、これから社会に出る前の準備段階として、「自ら学び」、「自ら考え」、「自ら行動できる」ような学習になるよう、それぞれ発達段階に配慮した取組としております。

次に、2点目の「戦争や被爆の実相に触れる取り組みは」につきましては、小学校では、社会見学で平和公園や平和記念資料館、原爆死没者追悼平和祈念館を訪れたり、中学校では、国語科や社会科の授業で戦争に関する教材を扱い、内容に沿って第二次世界大戦や原爆投下などを取り入れて学習をしております。

3点目の「地域や各学校の実情に応じた取り組みは」につきましては、小学校では、熊野町に在住の語り部さんを学校に招いて体験を聞いたり、中学校では、広島での平和教育と併せて修学旅行を長崎方面とし、事前学習やボランティアガイドから話を伺ったりして、平和について考える学習を実施しています。

4点目の「国際理解や国際貢献等の視点に立った取り組みは」につきましては、社会見学でJICAを訪れ、民族衣装や楽器、ワークショップなどを体験し、総合的な学習の時間や社会科の授業において国際理解や国際貢献についての学習に取り組んでおります。また、社会見学で平和公園を訪れた際、外国人観光客にインタビューを試みて、各国の核保有の状況や平和の思い、広島を訪れた感想などを聞くなど、国際交流につながる取組を実施しております。

2番目の御質問、「防災の取り組みについて」の1点目、「町内小中学校での防災教育の取り組みは」につきましては、各学校で様々な取組を行っておりますが、例えば、「熊野町防災の日」や学校で設定した「防災の日」に合わせて、防災に関する講演や教員の体験談を聞いたり、避難所体験を実施するなどして、防災・減災教育に取り組んでおります。

次に、2点目の「小学校での児童引き渡しの訓練の実施は」につきましては、毎年、参観日等に合わせて児童の引渡し訓練や説明会を実施しております。また、教職員対象

の児童引渡しの研修会の開催や引渡しカードの作成や修正等も実施しております。

3点目の「訓練実施後の要望についての取り組みは」につきましては、訓練実施後に保護者からの要望を受け、児童の待機場所を変更したりするなど、より早く安全に引渡しができるよう取り組んでおります。

最後、4点目の「放課後児童クラブでの引き渡し訓練の実施は」につきましては、放課後児童クラブでは年に数回、登校後の大雨により保護者のお迎えでの引渡しを実施しておりますので、訓練としては実施しておりませんが、学校と放課後児童クラブが連携を図り、安全に引渡しができるよう努めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） まず、児童生徒の発達段階に配慮した取組ですが、小学校では絵本の読み聞かせや動画の視聴をされているとのことですが、具体的な内容についてお伺いいたします。また、中学校での学習についても具体的に説明していただけますよう、お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 低学年の絵本の読み聞かせの内容でございますが、絵本は、例えば「かわいそうなぞう」というような終戦間近の上野動物園のゾウの飼育の話であったり、「伸ちゃんのさんりんしゃ」というような平和記念資料館に保管されている三輪車のお話、こういったものを題材に読み聞かせを行っております。

高学年でのDVDの動画の内容でございますが、「つるにのって～とも子の冒険」といったような、被爆した少女「サダコ」さんに、空想の話ではあるんですが、とも子さんという方が平和の塔を訪れて、被爆の悲惨さと平和の思いを描いた作品、こういったものを教材として視聴しておりますし、「ヒロシマに一番電車が走った」というような、戦時中の人手不足から、路面電車の車掌だった15歳の少女の話などを題材として視聴して学習をされているようでございます。

中学校におきましては、先ほど部長のほうから答弁をしたんですけれども、これから

社会に出る前の準備段階ということで、社会科であるとか授業のほうで、「自ら学び」、「自ら考え」、「自ら行動できる」ような学習になるように取組をしている状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。小学校ではよく分かったんですけども、中学校での学習について、社会科で具体的にどういった内容を学習しているのか、お伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 中学校につきましては、教科の授業が主になると思うんですけども、国語であったりとか社会の学習であったりとかの中で、実際に戦争の場面であったりとか、あるいは、社会においては今の自治、世界の問題であったりとかというところについて、具体的に事象について知識を深めていながら、自分でどう考えていくのか、自分だったらどう行動していくのかというところについて、それぞれが自らの考えを持つような、そんな学習に取り組んでいるところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。理解できました。

それでは、校長を中心として全教職員が指導内容や方法について研修し、共通理解を図っているのかをお伺いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 共通理解をした上での平和教育というふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） すみません、「思ってます」ということなのですが、実際、教育委員会  
が現場のほうに確認をされているということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 教育課程の編成につきましては、校長の専権な事項でありますので、  
各学校においてそれぞれ特色ある教育活動を取り組んでもらっているというふうに思っ  
ているところです。

教育委員会としましたら、年度当初に各学校の教育課程については報告を受けて、そ  
こは確認をしております。そうした中で、各学校においてもそれぞれ教育課程に基づい  
て、全教職員が校長の指導の下に思いを一つにして取り組んでいるというふうに思っ  
ております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。

この平和学習において懸念されていることの一つに、児童生徒に一面的な見方や考え  
方を押しつけることのないように、客観的で公正な視点で資料を選択し取り扱うとい  
うことがあります。この点についてどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 平和教育につきましては、児童生徒が世界の恒久平和を願い、そして、  
国際社会に貢献する人づくりを目指して取り組むものだと思っております。そうした中  
で、あくまでも公教育の役割を基盤において、学習指導要領にのっとって取組を進めて

いるところですので、いわゆる公教育の中立性に基づいた中で取組を進めるように、学校のほうには指導しているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） よろしく願いいたします。

小学校では、社会見学で平和記念資料館を訪れているとのことですが、これは全ての学校で実施されているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 社会見学でございますが、4校が社会見学として平和公園、原爆資料館のほうに出向いております。総合的な学習、社会科の学習としまして、6年生が訪れるようになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） それでは、コロナの間、この平和記念資料館の訪問というのはできていたのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） コロナのときには、やはり社会見学のほうには行っておりません。恐らくできないので、学校のほうで何らかの形で平和の教育をしていたというような状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） コロナ禍の3年間を過ごした生徒は、様々な行事を制約され、またこの平和記念資料館も訪問できなかつたということですので、触れることができなかつたことが非常に残念だと思うんですけども、そういった子供たちのフォローをやっぱり考えていただきたいと思うんですが、その点はいかがですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 教育長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育長（平岡） 私も、3年間で失われたものというのは大きなものがあるというふうに思っております。

ただ、あのときの6年生はもう中学校を卒業したような形で、なかなかフォローと言っても今の段階では難しいところがありますけれども、ただ、やはりあの中でも各学校いろいろな工夫をしながら取組を進めてきているところがありましたので、実際に体験できないところはありましたけれども、少しでもその辺りの工夫はあったようには思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） ありがとうございます。先生方も大変苦勞されていると思います。

次に、熊野町在住の語り部さんを学校に招いてた意見を聴いているということですが、高齢化が進んでいるために実施が困難になると考えますが、語り部さんがいなくなった場合にはどのようにするかお考えでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 須賀次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（須賀） 現在、語り部さんなんですが、町内にお住まいの被爆体験証言者の方、80代の方なんですが、この方に体験話を聴いております。先ほど言われましたように高齢になられておりますので、対策になるかどうか分かりませんが、被爆体験証言者の方たちの会があるのではなからうかと思っておりますので、そちらのほうに若い

方というか、そういったところの紹介とかをしていただくといったような動きをしていききたいというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 被爆者や戦争体験者の高齢化が進み、その数は急速に減少しています。平和の証言は、繰り返してはならない歴史の教訓であると同時に、平和を願う心を未来へつなぐかけ橋でもあります。平和の証言を次世代に伝えていくことは非常に大切な取組であると考えますので、今後も様々な方法を検討し取り組んでいただきますよう、要望いたします。

また中学校では、修学旅行で長崎を訪れて平和学習をされているとのことですが、この修学旅行は各学校によって違うと聞いていますが、これは熊野中学校も熊野東中学校も長崎を訪れているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 熊野中学校、熊野東中学校も長崎のほうへ行ったというふうに聞いております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。大変良い取組であると思いますので、今後も継続していただきますよう、要望いたします。

次に、社会見学でJICAを訪れて、国際理解や国際貢献について学んでいるとのことですが、これは全ての小学校で行われているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） J I C Aの取組につきましては、熊野第一小学校の6年生が実施しております。ほかの学校の取組としましては、例えば、毎年スペインとマレーシア在住の児童が1週間程度、体験入学ということで学校に来てくれて子供たちと触れ合ったりすること、あと、毎年日本赤十字社のトレーニングセンターに5年生から数名が参加して、宿泊を伴う学習活動の場として、人道的な価値観やリーダーシップなどを学んだりしております。こちらのほうが、国際理解や国際貢献等の学習につながるものと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○9番（沖田） 各学校で工夫して取り組んでくださっているということですね。

それでは、現在、ロシアとウクライナで戦争をしておりますが、こういったことについて学ぶ機会はあるのでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~  
○教育部次長（須賀） これは中学校になるんですけども、社会科の授業で時事問題ということで、実際に起こっていることを学習したりしているということでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~  
○9番（沖田） ロシアとウクライナの戦争ははまだ終結されておらず、ウクライナ軍の死者は4万6,000人を超え、民間人の死者は1万2,600人を超えており、このうち子供の死者は670人以上だと言われております。

私は、現地の映像を見せていただいたことがあります。ウクライナでの戦火の中、瀕死の状態の子供を車に乗せて必死で病院に連れていく父親が、やっとたどり着いた病院が爆撃によって倒壊しているのを見て絶望していた顔が脳裏に焼きついています。

戦争は過去のことではなく、現在も起きていることを改めて学び、平和を願う心を育

んでいただきたいのですが、教育長のお考えをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 今のロシア・ウクライナ問題につきましては、教材は教科書にはありませんので、さっき次長が申しましたけれども、時事問題として学校のほうで工夫をしながら取組を進めているところだというふうに思っております。

今おっしゃったとおりで、さっきも言いましたけれども、やはり児童生徒が世界の恒久平和を願って国際社会に貢献できる、そんな人材になってほしいというのが平和教育の大きなテーマでございますので、その辺り、一番最初の答弁で申しましたけれども、人類最初の被爆地である広島に住む者として、やはり現状をしっかりと見つめながら、同時に過去の出来事についても語り継いでいく、そのような取組を大切にしていかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。

戦争や原爆などの経験を踏まえた直接的な平和教育に偏るのではなく、幅広い社会や人間関係における平和意識を育む間接的な平和教育の重要性も求められていますが、この点について、教育長のお考えをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 平和教育というと、どうしても「戦争」というイメージが出てくるんですけれども、やはり人と人がつながりながら仲よくやっていくというか、まさに今、熊野町の重点目標も一つに「思いやり」というのを挙げておりますけれども、お互いにリスペクトしながら、認め合いながら生活をしていくことが人間の基盤になると思っておりますので、その辺りも含めて、平和教育も含め、そういった幅広い教育の中で子供たちのいわゆる思いやり、人をリスペクトしていくというところについて育んでいき

いというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） よろしく申し上げます。

平和意識を育むということは、人権教育や協調性教育、共感性教育、地域活動や国際貢献、国際交流など平和な社会を形成する人材を育成することが重要であると思います。熊野町の子供たちには、平和を願う心、平和を自分事として考えられる、平和をつくり出す主体者になれるような平和教育を推進していただきますよう要望いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、防災についての取組なんですが、町内小中学校での防災教育の取組については、講演や体験談を聴いたり、避難所体験を実施されているようですが、以前に実施されていた「ひろしまマイ・タイムライン」については、継続的な活用を図っていくとの答弁がございましたが、現在も実施されているのでしょうか。小学校だけではなく、中学校でも実施していただきたいということを要望いたしましたが、現在は実施をされているのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 現在、「広島県「みんなで減災」一斉地震防災訓練」に全校で参加したとか、あと、県が主催します「ひろしま防災出前講座」を受講したりとかいうことがございますが、すみません、「マイ・タイムライン」でございますが、調べておりませんでしたので、申し訳ございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） この「マイ・タイムライン」は、緊急時の備えてそのとき取るべき行動を自分で考えながら学ぶとともに、自らの命を守る行動が取れるものであります。

教育長、学校現場で学ばれているかどうか御存じないですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） マイ・タイムラインにつきましては、もう随分前から取組を進めておりましたので、私はやっているというふうに認識をしているんですけども、各学校防災教育につきましても、特色ある取組を工夫しながら取り組んでもらっていますので、そういう認識でおります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ぜひとも継続していただきますよう、要望いたします。

次に、小学校での児童引渡し訓練の実施についてですが、毎年参観日に合わせて実施されているとの答弁がございましたが、以前から実施されているのは、熊野第二小学校と熊野第四小学校だけであります。平成29年度には、町内の小中学校では土砂災害に関する避難訓練は行われていませんでしたが、平成30年7月豪雨災害を受け、熊野第二小学校だけが同年から土砂災害の避難訓練を実施されております。

私は、議会質問において、全ての小中学校で訓練を実施するよう訴えていましたが、令和元年度には熊野第四小学校だけが児童引渡し訓練の実施を行い、令和2年度からは熊野第二小学校で始まっています。同年、熊野東中学校では初めて土砂災害に対する避難訓練が実施されており、現在まで継続されております。熊野第二小学校と熊野第四小学校では隔年で実施されているようですが、熊野第一小学校では昨年、初めて実施されたと伺っています。熊野第三小学校では、5月30日に実施されたようですが、各学校で取組が違うことについてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） この引渡し訓練につきましては、実は私が学校長をしていたときに、校長会のほうでも随分と議論をして取組を始めたところなんです。

これははっきり覚えているんですけども、令和元年に、当時の熊野第四小学校が引渡し訓練をするということで、そこは子供たちが被害を受けて命を落としたということで、まず始められたんですよ。それを校長会のほうで受けて、これはやっぱり必要だよなということで、各残りの一小、二小、三小と取組をしていこうということで準備を始めています。

令和2年のときに、私がちょうど第一小学校の校長のときに、前半はコロナ禍で休校が続いた時期だったんですけども、あのときに引渡し訓練をしようということで準備をしました。実際に、これは今でも覚えているんですが、6月の終わりだったかな、大雨が降って昼から子供を帰すことになったんです。そのときに、じゃあやろうと、実際に引渡しをやろうということで、訓練でというか、もう実際の引渡しを行った経緯があります。

そういったあたりで、あれ以降についても、私の認識では各学校、訓練をすることもあるし、実際に引渡しをすることもあるしということで、毎年同じような取組をしているというふうに思っております。学校要覧等の報告の中で、若干認識の違いの中で、訓練なのか実際に行ったのかというところで若干そごがあったと思うんですけども、私としたら、小学校においては令和元年、2年あたりからどの学校においても継続して取り組んでいるというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。安心いたしました。

それでは、小学校に関しては全ての学校で行われているということなんですが、教育要覧を見ますと、熊野中学校については、従前から行われていた訓練しか実施されていないようですが、実際はどうかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 両中学校とも引渡し訓練は実施しておりません。

以上です。



決して避難することに対しての意識がないかと言えばそうではなくて、学習の中でやはりその辺りの意識も高まるような、学習を通しての取組をしているというところだというふうに感じております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 熊野町の子供たちが同じ訓練を受けることができるように、教育委員会から各学校に働きかけていただきますよう、要望いたします。

次に、訓練実施後の要望についての取組ですが、保護者からの要望を受け、児童の待機場所を変更するなど対応してくださっているようですが、学校からの要望は具体的にどのような内容で、それに対して対応してくださっているのかどうかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 例えば第一小学校なんですが、訓練実施に当たって、引渡し時間を各学年ごとにメールをしていたということなんですが、保護者から、全学年の引渡し時間を一覧で見られるようにしてほしいといったことで要望があり、改善を図ったということをお聞かせております。

あと第二小学校であれば、引渡し場所が東防災交流センターになりますので、保護者に引渡しが無事に進むように、スタッフが分かりにくいのでビブスを着用するとか、そういった対応を図っております。第二小学校は東防災へ行きますが、川のそばを通るので川の氾濫が心配ということで、数人の先生が先発隊として避難路の川の様子や道路の状況を確認して、安心であれば後発隊として児童が行くというようなことで対応しているような状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 昨年、熊野第二小学校の児童引渡し訓練の際に、熊野町防災士の会から

数名参加しており、児童の避難経路上の危険箇所などの対策を要望されたようですが、町からは対応がないとのことですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 先ほどの熊野第二小学校の東防災交流センター、避難路の確認をさせていただいたんですが、学校から出て県道瀬野呉線、信号へ出まして、県道の歩道を通って東防災交流センターの入り口、西日本バス駐車場の手前を右折するというふうを確認しております。

先ほどもちょっと話をしたんですけれども、川のそばを通るので氾濫が心配であるということで、先生が先発隊として様子を確認し、安心であれば後からいくというふうに決められていまして、確認については車で行うということになっております。避難ができないと判断した場合には、深原公園の東ふれあい館のほうに避難することとしておりまして、その場合は、学校の正門から旧道を左折し、県道瀬野呉線を通りまして、深原公園の入り口の横断歩道を渡って避難することというふうにしております。

それで、まずは水が氾濫している状況に避難するという事は、誰が見ても危険であるということで近づかないということが大切でありまして、避難は、そうなる前にはもう終了しておくというのが前提であるというふうに考えております。

御指摘のところなんですけれども、整備するに当たっては、避難路が通学路を兼ねておりますので、交通安全プログラムの改善場所等に掲示をするなど、対応して考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。今御説明いただいたようなことを、防災士会に対しても回答するべきだと思います。様々な要望を出されているのだと思いますので、すぐにできることとできないことがあると思いますが、子供たちの安全を考えて要望されたことですので、できないことに関しては詳細な説明と丁寧な回答をすべきと思いますが、いかがですか。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 平成30年7月豪雨災害時には、道路が寸断され、保護者が迎えに来ることができず、遅くまで児童と一緒に待機されていた支援員さんもいらっしゃいました。携帯電話もつながらず、大変不安だったとのことでした。

停電を想定した情報収集の手段を用意されていますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 熊野課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○子育て支援課長（熊野） 児童クラブでの情報収集につきましては、携帯電話を各児童クラブで1台持っております。それしかございません。あとは学校のほうの何かを活用させていただくとかいった形での連携を図っていくというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 実際に災害のときには、携帯電話が繋がらないといったこともございましたので、そういったところも対応を考えていただきたいと思います。

また、保護者が迎えに来られない場合も想定して対応を考えていただきたいのですが、その点はいかがでしょう。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 熊野課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○子育て支援課長（熊野） 基本的には、申込用紙に書かれている保護者とか祖父母などに引渡しをするというふうにしております。いつもとは違うおじさん、おばさんとかつていうときには、事前に教えてくださいというふうにはしとるんですが、地震が起きたとかでそういった連絡もできずに代わった方が来られるということも想定されると思います。そのときにはやはり本確認と、あと児童のほうへの確認、そういった形を取らせていただいて、確実な引渡しをしていきたいというふうには考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） ありがとうございます。近年の豪雨や異常気象により、災害がいつ来ても対応できるよう、子どもたちの安全を最優先に万全の体制を整えていただきますようお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は15時5分です。

（休憩 14時48分）

（再開 15時05分）

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

続いて5番、光本議員の発言を許します。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 5番、光本一也でございます。

本日は2つの質問を行います。

まず1つ目の質問、筆産業の振興策と熊野町のまちづくりについてです。

本年5月1日に、熊野町伝統の熊野筆を作る技術が広島県の無形民俗文化財に指定されました。熊野筆は、全国の筆の生産量の約8割を占める熊野町で作られており、およそ190年前の江戸時代の終わり頃、農閑期に収入を得るために奈良や和歌山から筆や炭を仕入れて販売し、現地で筆づくりを学んで帰った人たちが作り方を広めたとされております。

熊野筆は、昭和50年に国の伝統的工芸品に指定されていますが、今回、広島県教育委員会が外部の有識者でつくる県文化財保護審議会の答申を受け、このたび新たに、筆を作る技術が県の無形民俗文化財に指定されたものであります。

県の教育委員会事務局は、町と県が連携して地域でつくり上げた伝統技術を守り、後世につなげていきたいと賛辞を述べております。熊野町の筆産業に携わっている人々は

もちろんのこと、筆の都熊野の町民としても大変喜ばしい、明るいニュースであります。  
そこで、質問いたします。

町は、今回の指定を契機として筆産業の振興、筆文化の振興、さらには今後の本町のまちづくりにどのように取り組んでいくつもりなのか伺います。

続いて、2つ目の質問、町民の安全・安心についてです。

次々に手口を変え巧妙化する特殊詐欺の被害が、毎日のように発生しております。オレオレ詐欺、架空請求詐欺、有姿保証金詐欺、還付金詐欺、ロマンス詐欺など、独り暮らしの高齢者だけでなく、若い被害者も多数発生しております。広島県警の発表によると、県内で今年1月から4月までに確認された特殊詐欺の被害件数は131件、被害額は6億8,375万円で、過去最悪の状況となっております。本町においても昨年は2件、被害額にして1,900万円を超える特殊詐欺被害が発生しております。また最近では、匿名流動型犯罪グループ、通称「匿流」によるアポ電でターゲットを絞り、直接自宅に強盗に入る凶悪犯罪も発生しております。

これらの特殊詐欺による被害を防止するためには、個人の対策も必要ですが、個人の対策を支援する行政の取組も不可欠であります。

そこで、質問をいたします。

特殊詐欺対策を含め、本町が実施する町民の安全・安心を目的として実施している事業の中から、次の4つの補助事業について、その実施状況と課題について伺います。

1点目は、65歳以上の方を対象とした特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助金。

2点目は、通学路等に面した危険なブロック塀等安全確保事業補助金。

3点目は、認知症高齢者の方へのGPS端末機購入等補助金。

4点目は、今年度開始した家庭用防犯カメラ録画機能付きインターフォン設置補助金。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 光本議員の2つの御質問、「筆産業の振興策と熊野町のまちづくりについて」と「町民の安全・安心について」にお答えします。

まず、1番目の御質問「筆産業の振興策と熊野町のまちづくりについて」ですが、こ

のたび、熊野地域の筆製作技術が広島県無形民俗文化財として、4月22日に県教育委員会において決定され、5月1日付で指定の告示をされております。保存者は熊野筆伝統工芸士会で、品質を維持しつつ大量生産を可能とするための技法や、問屋制家内工業の下、工程ごとに分業で生産する方式が確立され生産効率の向上が図られたこと、家庭や地域で幅広く技術が伝承した点などが地域的特色として評価され、指定に至りました。

現在、熊野筆事業協同組合では、伝統工芸士を中心に筆製作技術の保存と継承、筆の需要拡大に取り組まれていますので、町といたしましても、組合の取組を支援するとともに、毎年3月に町主体で実施する「筆の日」など各種イベントやSNSなどを活用して、さらなるPRを図っていききたいと考えております。

筆は、書画のほか、化粧や工芸品、料理など、芸術創造から日常生活に至る幅広い場面で多用される、手仕事で生み出される道具であり、工芸品であります。また、本町では、筆まつりや全国書画展覧会など、筆から生まれた様々な文化芸術活動を実践してきた歴史があります。今回の指定を契機に、これらの地域特性を生かしたまちづくりを、新しく整備される観光交流施設を中心に進めてまいります。

次に、2番目の御質問「町民の安全・安心について」ですが、第6次熊野町総合計画では、基本計画の基本目標1で「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」を、基本目標4で「安心・安全で快適に暮らせるまち」を掲げており、これらの重点戦略として、「暮らしの安心・安全づくり」を関連づけ、重点的に実施していくものとしております。

昨年、本町でも特殊詐欺が2件発生しており、さらに点検商法などの事例も報告されております。安心・安全な暮らしには、個人での対策も必要となりますので、住民への支援を考え、本年度、家庭用防犯カメラ等設置費補助金事業を実施しているところでございます。

詳細は、住民生活部長と建設農林部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 光本議員の2番目の御質問「町民の安全・安心について」、詳細にお答えします。

補助制度の実施状況と課題についての1点目、特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助金（迷惑電話対策補助金）ですが、近年、「アポ電」と言われる特殊詐欺の犯行前の電

話も含め、電話を使った特殊詐欺が多数発生しています。こういった特殊詐欺等による高齢者の被害の防止と啓発の一環として、通話の内容を自動的に録音する機能のある電話機など、特殊詐欺等被害防止対策機器の購入者に令和5年度から補助金を交付しています。令和5年度が54件、令和6年度で30件の交付決定を行っています。令和6年度は申込件数が減少したことから、今後は、より効果的な周知等に努めてまいります。

3点目のGPS端末機購入等補助金ですが、高齢者人口が増えていく中、徘徊などによる事故を未然に防止し、安全確保に向けた取組として、令和6年度から開始しました。申請件数は、令和6年度は0件、令和7年度は5月末現在で1件です。徘徊する方がGPSを装着した靴や携帯などを持ち歩かないことや、御家族が高齢であるため機器を使いこなすことが難しいことなどから、購入に結びついていないという課題があります。

4点目の家庭用防犯カメラ・録画機能付きインターホン設置補助金ですが、町内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、家庭用防犯カメラ、もしくは録画機能付きインターホンの設置に対して本年度、補助金を交付しているところです。

近年、防犯カメラの映像をつなげて犯人の足取りを追うニュースの映像を見る機会が増え、家庭用防犯カメラなどに興味を持たれる住民も多くなっていると思われます。そのためか、本年度につきましては、初日で123件の受付をし、予算の上限に達したところです。この状況を踏まえ、住民のニーズにお応えできるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福嶋建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（福嶋） 光本議員の2番目の御質問「町民の安全・安心について」、詳細にお答えします。

補助事業の実施状況と課題についての2点目、ブロック塀等安全確保事業補助金ですが、当補助事業は、地震によるブロック塀等の倒壊の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、避難に必要な経路を確保することを目的に、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却または建て替え工事に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもので、令和4年度から事業を実施しています。

これまでの交付実績ですが、令和4年度は2件、令和5年度は4件、令和6年度は4件の計10件です。令和7年度は2か月で4件の交付申請があり、これまでのペースを上回る状況です。

次に課題でございますが、平成30年6月の大阪北部地震での被害や、これから発生すると言われている南海トラフ巨大地震の被害対策として、木造住宅耐震改修事業及びブロック塀等安全確保事業は有効な施策であることから、対象となる多くの方々に補助事業を活用していただきたいと考えておりますが、申請者が多いとは言えない状況です。

このようなことから、他市町の申請状況や国が推奨している自治体の取組を調査研究しながら、町民の安全・安心なまちづくりを促進してまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） まず1点目の質問から参ります。

今回、一般質問を行うに当たり、私は、熊野筆の当事者であり、また今回、県の指定に向けて申請をされた筆組合の理事長さん、そして事務局長さんからお話を詳しくお聞きいたしました。その内容も踏まえてこれからの質問に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回、熊野の筆製作技術が県の無形民俗文化財に指定された大きな理由、決め手となった理由について伺います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 先ほどの町長答弁でもございましたが、約190年の筆作りの歴史の中で、品質を維持しながら大量生産を可能とするため、多量の毛を効率よく混ぜ合わせる「盆混ぜ」の技法が発達したこと、それから、問屋制家内工業の下、工程ごとに分業で生産する方式が確立され、生産効率の向上が図られたこと、また、家庭や地域で幅広く技術が伝承された点や主要な生産者として多くの女性が筆作りに関わっている点なども指定の理由となっております。

以上です。



○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（光本） ただいまの説明ですが、先日、町内全戸配布でチラシも入っておりました。ぜひとも筆の町熊野の応援団の育成、数の確保等々、筆作りを基盤とした筆の世界を広げていくという大きなアピールになりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

熊野の筆産業の現状なんですが、原材料や物流コストの高騰、特に近年では、原毛や軸、金具などの原材料が全く入ってこないんだと、理事長さんは非常に悲痛な声を上げておられました。加えて円安、トランプアメリカ大統領による関税問題、こういったことなどで熊野の筆産業は大変厳しい状況にあると伺っております。

こういった状況を、町には筆組合や筆業界からそういった声が届いておりますでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~  
○産業観光課長（近藤） 円安や物価高騰などの影響により、厳しい状況であることは承知しております。特に原毛につきましては、10年以上前から中国での筆の生産が増えたこと、また動物愛護の観点から、有名ブランドが毛皮製品を作らなくなったことなどから、毛の流通量は年々減少しておりましたが、令和2年のコロナ禍を受けて、中国が小動物の取引を制限したことで、原毛不足は特に深刻な状況になっていると伺っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（光本） そのとおりです。私も筆組合から聞いたところなんですが、数年前までの状況は、イタチの原毛価格が約5倍に上がったんだ、また、化粧筆等で使用する高級なリスの原毛価格も三、四倍に高騰して、非常に買いにくくなったという声を聞いておるんですが、最近では、今答弁がありましたように、もう原毛自体がほとんど入ってこない、結果として町内の原毛輸入業者の方も廃業されるという、大変厳しい状況が来てお

ります。

次の質問ですけれども、筆作りの従事者、職人の現状についてをちょっと伺いたいと思います。

町内の従事者の数、そして平均年齢のほうはどうなっておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 筆職人を含む、筆関係の仕事に従事されている方全体の人数といたしましては、令和4年度の調査で約2,000人でございます。また、町内従事者の平均年齢は不明ですが、現在11名おられる伝統工芸士の平均年齢といたしましては、74.8歳でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 伝統工芸士の平均年齢74.8歳ということです。大変な高齢化ですね、これは。化粧筆の部門は比較的若い女性の方が多いというように聞いておりますが、いずれにしましても、全体として高齢化している状況は私も聞いております。

今回の指定理由ですが、筆製作技術の継承、これイコール職人の養成ということについてですが、この点についてちょっと伺いたいと思います。

職人の養成、これはまさに主体、主役は筆組合であります。筆の事業者の方の取組でございますが、町はそれをどのように支援されておりますか、また、すべきというように考えておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 過去には、平成18年から3年間、筆職人の後継者育成事業といたしまして、熊野筆マイスタースクールを実施しており、終了後は熊野筆事業協同組合に引き継がれております。現在は、定期的開催している伝統工芸士による研修会「筆司会」の中で、筆の製造技術を学びたい人に対しての研修を行っておりますので、

これらの取組に対して支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 熊野筆のマイスタースクール、これは随分前の取組ですが、このたび新しく伝統工芸士になられた女性の方も、マイスタースクールの卒業生というように伺っております。町の取組としては、良い取組だったと思います。引き続き組合の、また事業者への支援のほうをお願いしたいと思います。

次に、ちょっと角度を変えて質問を行います。

「文房四宝まつり」についてお聞きいたします。

この「文房四宝まつり」なのですが、約30年前から「熊野筆」、「鈴鹿墨」、「雄勝硯」、「佐治因州和紙」、この4つの産地が持ち回りで開催しているイベントですが、その構成員の一つである鈴鹿墨の鈴鹿市が脱退するのではないかというように私の耳に入ってまいりました。そうした状況の中で、本町としてはこのイベントをどのように今後考えていこうとしておるのか、この点についてをちょっとお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 「文房四宝まつり」は、「筆、紙、硯、墨」の各産地である鳥取県鳥取市の因州和紙、宮城県石巻市の雄勝硯、三重県鈴鹿市の鈴鹿墨と本町の3市1町が伝統的工芸品に対する理解と認識を高め、産業の振興を図ることを目的として、これまで22回開催しております。

前回の「文房四宝まつり」で鈴鹿市から不参加の意向は伺っておりますが、各産地が連携して伝統的工芸品をPRする貴重な機会ですので、各産地に対してどのような形式であれば参加が可能なのか、改めて意向調査を行うとともに、「文房四宝まつり」の継続と発展に向けてどう連携していくのか、各産地間で検討していきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 継続と発展に向けて検討したいというような答弁がございましたが、そうであればこの際、4産地だけではなくて、全国の文房四宝の産地に呼びかけてはどうでしょうか。このイベントを全国規模に発展させていく、ピンチをチャンスに変えるいい機会だというように私は考えるところでございます。この点については、町はどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 「文房四宝まつり」は、これまでも3市1町の自治体と産地が連携して取り組んできた事業ですので、まずはこれまで連携してきた産地の意向を確認する必要があると考えております。

また、全国規模のイベントに発展させるためには、本町だけではなくて他の自治体や産地の思いが重要となりますので、どのような形で「文房四宝まつり」を発展させていくのか、他の産地とも協議をしたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） ありがとうございます。今の点については、実は筆組合の理事長さん、事務局長さんも、私と同様な意見を語っておられました。4つの産地だけではなくて、全国の産地が参加するような「文房四宝フェスティバル」というものを、これは東京の青山にあります伝統的工芸品の殿堂となっております「青山スクエア」で、ぜひとも開催してほしいというように組合の方も熱く語っておられます。ぜひとも他の産地と前向きで建設的な検討を行っていただくよう、お願いいたします。

次に移ります。

このたび受けた県の無形民俗文化財の上には、国の無形民俗文化財の指定があると思っておりますが、国の指定を目指すという考えはないのでしょうか。

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 今回の県指定でございますが、令和3年度に熊野筆に関する調査研究会を立ち上げ、筆組合や伝統工芸士会だけでなく、大学の教授や民族文学の文化の専門家など多くの方に関わっていただきながら、申請のための資料を作成するなど、指定までに4年以上を要しております。

ですので、まずは今回の指定を契機として、筆の製作技術の保存と継承、産業の活性化について支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 県の指定を受けたばかりで気の早いことを言いましたけれども、非常に発展させていくためには次のステップ、上のほうを目指すということも必要ですので、業界等ともそういった盛り上がる方向で町のほうの支援もお願いしたいと思っております。

国においては、日本の書道がユネスコの無形文化遺産の登録に向けて今、推薦をされており、早ければ令和8年度にユネスコ認定されることが期待されております。こういったことが実現すれば、文房四宝の産地である熊野町を含めた全国の産地の需要喚起につながると期待しておるところでございます。

こういったタイミングを捉えて、本町も筆組合や筆業界、事業者と連携して、積極的に関わっていくべきではないかというように私は考えますが、町のお考えはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） ユネスコの無形文化遺産の登録となれば、熊野町にとっても熊野筆をPRする絶好の機会となりますので、筆組合や筆の里工房、熊野筆セレクトショップを運営している一般財団法人筆の里振興事業団とも連携しながら、町としてどのような取組が有効なのか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（光本） この日本の書道のユネスコ登録に向けた動きなのですが、そういった動きと登録後に向けた産地の取組については、既にいろいろな産地が動いておるよう伺っております。

今、熊野筆にとっては、非常に追い風が吹いておるというように私は思います。先ほど言いました「文房四宝まつり」の発展策などと併せ、よそに乗り遅れないように早急に取り組んでいただくよう要望し、一つ目の質問は終わります。

続いて2つ目の質問、町民の安全・安心について伺います。

まず1点目の、特殊詐欺等被害防止対策機器購入補助金、いわゆる迷惑電話対策の補助金でございますが、住民生活部長の先ほどの答弁では、開始年度の令和5年度が54件、6年度が30件の交付実績ということでした。今年度はどのようになっていますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡生活環境課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 今年度の状況ですが、5月末までの申請件数が7件となっております。先ほどの答弁でありましたこれまでの84件と合計しますと、91件となっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（光本） 3年間、91件ということでしたが、この実績をどのように分析されておられますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（花岡） 昨年度の申請件数が31件で、予算額に対しまして60%の執

行率となっております。機器の購入には、電話の故障や防犯上の観点からの買換えなど様々な要因があると思われまますので、このような状況の中で執行率60%であれば、状況としては悪くないのではないかなと見ております。今後も迷惑電話対策の必要性を周知し、予算の執行率をさらに上げるように取り組みたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） ただいまの答弁、実績についてなんですが、私も大変よく頑張っていただいておるといように評価しております。

では、今後の計画についてはどのように考えておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） この事業は、補助率が2分の1で、上限額を1万円とした補助事業として実施しております。この財源となる補助金が確保できる間は、継続してまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 予算の確保は当然のことだと思います。ですが、非常に頑張っておる事業です。必要とする町民の方がいる間は、ぜひとも財源の確保をしていただいで継続していただくように、強く強くお願いをいたします。

次に参ります。

ブロック塀等安全確保事業でございます。

開始年度の令和4年度から6年度までの実績があまり芳しくないように思います。実績が上がっていない要因等、町はどのように分析をしておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部技術次長。





ク塀の所有者の中には、自分ちのブロック塀が危険であると認識をされていない方もあるんじゃないかと思うんです。

以前、平成30年に調査をされたというのをちょっと記憶しておりますが、そのとき、町内に約200か所の危険ブロック塀があったというように記憶しております。

今答弁されたように、町広報やホームページなどといった通り一遍の広報では、自分のところが危ないブロックだということを認識されていない方については、ちょっと届かないんじゃないかと思います。したがって、あなたのお家のブロック塀は大変危険ですとか、地震による倒壊のおそれがありますよと、直接所有者の方に危険を知らせることをすべきだというように考えるところですが、この点についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部技術次長（渡部） 議員おっしゃるように、事故が起きてからでは遅いというふうな認識をしております。自宅のコンクリート塀が危険な状態であると認識されておられない方もおられると思います。そのような方への直接的な周知方法について、他市町の成功事例などを調査研究し、安全・安心なまちづくりを促進してまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 何度も言うようですが、事故が起こってからでは遅過ぎますので、早急に危険ブロック塀の所有者の方への直接的な告知、周知に動いてください。よろしくお願いたします。

次に参ります。

GPS端末機購入等補助事業です。

昨年度、令和6年度の実績ですが、ほとんど上がっていないという御答弁でした。この事業の対象者となる、認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録されておられる方は、現在何人おられるでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 竹本高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（竹本） 令和7年5月末で50人の方が登録されています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 50人の登録されておられる方、その方にこの制度の周知はできておるでしょうか、また、どのように周知をされておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 竹本課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（竹本） 周知ですが、毎年徘徊SOSネットワークへ登録されている方の御家族に対し、登録の継続の有無を確認しており、その際に、GPS端末機購入等補助金のチラシを同封し周知しています。

徘徊SOSネットワークに新規登録される方には、登録の際に説明しております。

広報・ホームページにおいても周知しています。また、ケアマネ会議において、ケアマネジャーに事業の詳細について説明し、対象の御家族に情報提供をするよう呼びかけています。

以上です

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） これまでも、認知症の高齢者の方が自宅から行方不明となって亡くなれるという、大変心が痛む事案が数件発生しております。それぞれの認知症の状態を一番よく知っておられる、理解をしておられるのは、今答弁されましたケアマネジャーさんだと思います。このケアマネジャーさんと連携して、この制度を有効に活用していただくよう、私のほうから強くお願いをいたします。50人のSOSネットワーク登録者の方の中には、やはりこの事業が必要な方がおられるんじゃないかと思っておりますので、ケアマネジャーさんとの連携をよろしくお願ひいたします。

次に、家庭用防犯カメラ録画機能付きインターフォンの設置補助金事業でございます。

この事業は、一番直近の事業ですが、今年度の新規事業として、事業開始の初日に123件の受付を行われ、一気に予算の上限に達したという御答弁でございました。初日だけでもう終了したということですが、申請の状況についてはどういった状況だったか、お伺いいたします。また、申請に来られても断られた、断らざるを得なかった件数がございましたら、併せてお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） この事業ですが、受付開始日には、開庁前から庁舎前に順番待ちの列ができる状況で、開庁後はエントランスホールに設けました特設の受付会場で対応しましたが、順番待ちの時間が長くなりまして、途中で帰られる方もおられました。午後からは申請が途切れることなく続くような状況ではありましたが、大きな混乱はなかったように思っております。

このような状況の中で、この日に来られた方の申請は、お断りすることなく全てお受けいたしました。翌日からの受付に対して中止をかけたものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） よく分かりました。当日分は全部受け付けたということですが、翌日以降も問合せ等は非常にあったんじゃないかと思いますが、翌日以降の問合せ件数などは把握されておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（花岡） 翌日ですが、窓口や電話におきまして問合せが複数ありました。トータルでは20人以上の方からお問合せをいただいたように記憶しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（光本） 20人以上ですね。

町長にちょっとお伺いいたします。

最初の住民生活部長の答弁なんですが、この状況を踏まえ、住民ニーズにお応えできるよう検討するという答弁でした。この答弁を私は、9月議会に補正予算を提出するというように理解したんですが、町長、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 三村町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 補正させていただきたいと考えております。件数と規模はまだ確定しておりませんが、9月でこの防犯カメラ設置の補助金は提出をいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~  
○5番（光本） ありがとうございます。ぜひとも9月議会を楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

今回は私、筆産業の振興策、そして本町のまちづくりについて、2点目で町民の安全・安心について質問を行いました。

筆業界なんですが今、先ほど来申し上げましたように、原材料や物流コストの高騰、円安、トランプ関税などの逆風が吹いております。大変厳しい状況でございます。

一方では、今回の県の無形民俗文化財の指定、本町が進めておる筆の里工房北側の体験交流施設の来年度オープンに向けての取組、さらには、日本の書道のユネスコ無形文化遺産登録に向けた推薦など、追い風も吹いておる状況でございます。こういった追い風をしっかりと捉えて、本町は、基幹産業である熊野筆の振興と元気なまちづくりを進めていかなければなりません。

筆組合では今年度、需要拡大に向けた、需要拡大を柱とする第4次産地振興計画を策定すると聞いております。この点についてもしっかりと支援をしていただければというように思います。

2点目の町民の安全・安心についてですが、町が実施している事業について今回、具体的にお聞きしましたが、いま一度実施状況の点検、そして分析、さらには効果的な事業の執行について、改めてお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、光本議員の質問を終わります。

続いて4番、福垣内議員の発言を許します。

福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） 4番、福垣内邦治です。

本日は、町で取り組まれております、農地の維持管理に関しましての質問をさせていただきます。

維持管理と申しましても、町が主体となって農業をされているわけでも、農地を所有されているわけでもございませんので、どのような農政を行われているのかということになろうかと思えます。

今は何もかも価格上昇が激しく、特に主食であるお米の価格上昇は、生活とは切り離すことができない深刻なものとなっております。政府による備蓄米の大量放出により、都市部では5キロ2,000円台という報道も出ておりますが、依然として地方部、特に西日本では5キロ4,000円台の中後半あたりで推移しており、効果が見えません。本日、お昼のニュースでも、小泉大臣が青いシャツを着て記者対応をされておられました。頑張ってくださいと思います。

政府の減反政策の見直しや価格抑制対策について、地方自治体である熊野町がそれらの判断、決定に影響力を及ぼすことは難しいことだと思いますが、少なくとも町内における乱開発への対策や、耕作放棄地へのアプローチなどは可能な点が多かろうと思えます。

これらの点に関しまして、現在までの取組、他地域との連携及びこれから計画されておられる施策などにつきましての御答弁をいただきたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~○~~~~~  
○町長（三村） 福垣内議員の御質問「農地・耕作放棄地について」、お答えいたします。

本町の農地は、小規模で不整形な農地が多いため、経営効率が悪く、さらには農業者の高齢化や後継者不足により、農業振興はもとより、農地の維持についても非常に厳しい状況でございます。今後も耕作放棄地が増加していくことは避けられない状況ですが、一方で、熊野町の将来を担う子供たちに農業に触れる機会の創出ができないか、関係機関と連携して研究をしてまいりたいと考えております。

詳細は、建設農林部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 福嶋建設農林部長。

~~~~~○~~~~~  
○建設農林部長（福嶋） 福垣内議員の御質問「農地・耕作放棄地について」、詳細にお答えします。

1点目の「農業振興地域の荒廃に対して町はどのように関知しているのか」ですが、農業振興地域は、昭和40年代の急速な都市化が進んだ後に、都市計画区域内の市街化区域の見直しが行われた結果に基づいて、都市地域と農業地域の共存を図り、都市と農業の調和の取れた地域形成を推進するために設定した地域として、優良な農地の確保と農業生産の振興を図ることを目標にしてきたものでございます。

しかしながら、本町の農地は1区画の面積が小さく、形状の悪い土地がほとんどで、また、地形的にも傾斜地が多い中、現在までに農地の集積ができていないこと、さらには農業者の高齢化や若者の農業離れによる農業者人口の減少なども相まって、今後は耕作面積を維持していくのも難しい状況にあることから、農地の荒廃に対する対応策も見いだせていないのが現状でございます。

2点目の「農地から宅地への使用方法変更の際には、適切な指導が行われているか」ですが、申請者から農地法などの関係法令に基づいて提出された許認可等の申請に対しましては、各担当課が審査をしております。この結果に基づいて、内容に問題がある場合には、対策等を講じるように修正や変更の指導を行っております。

3点目の「子供たちが農作業に触れる機会を積極的につくってもらいたい」ですが、過去には、地域の農家の方が自身の農地に子供たちを招いて農業体験等を行っていたこ

ともあるようです。現在はそのような方もおられなくなったようですので、今後は、教育委員会やJAひろしまと連携を図り、農業への理解の深まりや、農業に携わる人材の育成につながるような機会づくりに向けた取組ができないか、研究をしていきたいと思  
います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） 御答弁ありがとうございました。

それではまず、農業問題の1点目として、耕作放棄地の現況と増減について、その内  
訳と内容、耕作放棄地に対する農業委員会の活動などについてお尋ねします。また、農  
業問題の2点目として、新規就農についてお尋ねしてまいります。

初めに、耕作放棄地について。

どのような定義で農地と耕作放棄地と町は区別、認定、または認識しておられるので  
しょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中原農林緑地課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（中原） まず、農地でございますが、農地法におきまして「耕作の目的  
に供される土地」となっており、登記上の地目に関係なく、農地として活用する土地で  
あれば、全て農地法の規定する農地として農地台帳に登録することが可能です。

次に、耕作放棄地ですが、5年に一度調査が行われます農林業センサスという統計調  
査で定義されている用語で、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物の作付をせ  
ず、この数年の間に再び作物の作付をする意思のない土地」ということになっておりま  
すが、耕作放棄地の公表は平成27年の農林業センサスで終了となりましたので、現在  
は農地か遊休農地かという視点で、農業委員会により1年に1回、現地の状況を調査し、  
利用状況の確認をしております。このため、町では、御質問の耕作放棄地ではなく、現  
在は遊休農地として整理をさせていただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） では、遊休農地の増減に關しましての資料はございますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中原課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（中原） 遊休農地ですが、2種類に分類しており、草が生えている程度で比較的簡単に営農が再開できる農地をA分類、木が生えて森林に近い状況となっている農地をB分類として整理しております。

この調査結果を基に毎年度、2地区程度のB分類農地を非農地、つまり、現状では農地ではないという判断をして土地の所有者に通知を行い、農地台帳から除外しております。この非農地とした面積は、令和5年度から6年度にかけての1年間でおよそ5ヘクタールでした。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） 最近、または直近3年間に、熊野町内の遊休農地が農地に戻ったというようなところはございますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中原課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（中原） 調査結果で、前年度遊休農地だったところが、木の伐採や草刈り等により農地相当に戻ったと確認された面積は、令和3年度から4年度にかけての1年間でおよそ0.4ヘクタール、令和4年度から5年度にかけてと令和5年度から6年度にかけてはともにおよそ1ヘクタールで、3年間の平均ではおよそ0.9ヘクタールでした。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） なかなか農地に戻すということは難しいんだとも思います。

でしたら、農業振興地域内、その農地が実際には農業に使われていないケースがあった場合、今後どのように対応していかれるのでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中原課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○農林緑地課長（中原） 農業振興地域ということで、農地をお持ちの方には農業を続けていただきたいところではございますが、一番の問題点としましては、農地の集積や集約化ができていない状況のために、新たな農業の担い手に託すといった方法も取りにくいといったことや、既存の農地も農業者の高齢化や後継ぎ問題で農業をする人がいないなどの事情も増えていること、また、農地は個人の所有している財産でもあり、行政が農業を続けるように指導することまではちょっとできませんので、対応が難しいところでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） 先ほどの非農地以外にも、農地より宅地や商業地になるなど農地の増減があると思いますが、どのような状況でしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中原課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○農林緑地課長（中原） 農地面積の増減ですが、御質問のとおり、先ほどの非農地として通知した箇所と併せて、農地から宅地等へ農地転用する箇所も一定数ございますので、農地台帳から除外しております。

この面積ですが、令和5年度から6年度にかけては、およそ8ヘクタールの減少となっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~  
○4番（福垣内） なかなか難しいところだと思うんですが、でしたら、町外からの新規就農者を受け入れるということに当たり、就農前や就農後3年ですとか5年ですかの、経営安定するまでの期間の支援等を具体的にどのように行っておられますでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 中原課長。

~~~~~○~~~~~  
○農林緑地課長（中原） 新規就農者の支援でございますが、まず、農業の基礎を学ぶ農業研修が、広島市にある広島市農業振興センターのほうで実施されており、この研修につきましては、研修後に広島市内だけではなく、熊野町で就農したい方も受け入れていただけるようになっております。

この研修の内容としましては、「生産・販売農家育成コース」と「栽培技術基礎コース」の2コースがあり、双方とも年度初めの4月から1年間、週に2回の研修を行っております。この研修につきましては、令和5年度に2名の方が受講され、次年度に町内で農地を借りられました。

また、そのほかの支援としましては、県と町における交付金等は特にはないのですが、国の交付金事業として、就農準備資金と経営開始資金といった交付金事業があり、交付を受けるためには49歳以下などの要件がありますので、詳しくは役場のほうに個別に相談していただければ、申請資料等をお渡しいたします。

ただし、農業で収益を上げることは非常に難しく、農機具を買うにしても何百万円もかかりますし、本町のような1区画の面積が小さく形状の悪い農地では作業効率も悪いことから、新規就農して農業だけで収益を上げていくのはかなり難しいところがございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~  
○4番（福垣内） 実際、町として、今年度新規就農者支援の予算は組まれていらっしゃいますでしょうか。ある場合はある理由、ない場合はそのまた理由を教えてください。

ばありがたいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中原課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（中原） 今年度につきましては、新規就農者支援の予算は組んでおりません。

この理由といたしましては、今年度の予算要求時点で、新規就農を希望する方からの問合せや相談がなかったことによります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） 次に、町内の農家を対象とした自然災害時の支援制度等はございますでしょうか。また、ある場合はどのような内容でしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中原課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（中原） 田んぼや畑などの農地が崩れたりした場合につきましては、降雨量が24時間で最大80ミリ以上、もしくは1時間に20ミリ以上で、1か所当たりの工事費が40万円以上などの対象となる条件はございますが、農地の災害復旧事業といった支援制度がございます。

概要としましては、基本の補助率は50%となっており、災害復旧に要した工事費用の半分が補助されます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） 農業委員会というものがあるかと思うんですが、その点、少し教えてくださいいただけますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中原課長。

○農林緑地課長（中原） 本町の農業委員会の構成メンバーは、現在10人でございます。

この農業委員会でございますが、農業委員会等に関する法律と地方自治法の規定に基づき、町条例で10人と定めております。市町村の独立行政委員会という位置づけとなっております、主には農地等の利用関係の調整や許認可、そのほか農地に関する事務として、先ほどのような現地を実際に回って農地の利用状況を調査したり、毎年度実施しております農業祭では、前日の農産物の出品受付から展示、農業祭当日の受賞者の表彰の手伝いから即売会片づけまでの協力などをしていただいております。

以上です。

○議長（時光） 福垣内議員。

○4番（福垣内） でしたら、権限というものに関しましては、農業委員会さんはどの程度お持ちなのでしょうか。

○議長（時光） 中原課長。

○農林緑地課長（中原） 農業委員会の主な仕事は、農業の担い手への農地の集積や集約化、遊休農地の発生防止や解消、新規参入の促進などを中心に、農地法に基づく農地の権利移動の許可、農地転用案件への意見を行うことなどで、主な権限としましては、農地に関する事務を執行する行政委員会として、ほぼ毎月1回農業委員会を開催しまして、農地転用など権利移動の許可・不許可の決定をすることなどが挙げられます。

以上です。

○議長（時光） 福垣内議員。

○4番（福垣内） でしたら、農地より宅地や商業地への変更に関しましても大きく関与していることかと思えます。その際の、農業委員会と町及び許可する県との関係はどのようになりますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中原課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○農林緑地課長（中原） 先に農業委員会と町との関係ですが、農業委員は町の非常勤特別職の位置づけとなり、町の職員が事務局として申請書の受付などの事務関係の仕事を行っており、一緒に事務を進めております。

県との関係につきましては、転用面積が30アールを超える場合は、県知事の指定を受けた、一般社団法人である広島県農業会議の意見聴取が必要で、さらに4ヘクタールを超える場合には、県に申請書を送付して県知事の許可となりますが、30アールを越えない面積までは町の農業委員会で許可ができるように、県知事より権限が委譲されております。本町ではほとんどがこのケースのため、県まで申請を上げることはほとんどございません。

次に、農地より宅地等への変更についてですが、熊野町は全域が都市計画区域になっており、その中を市街化区域と市街化調整区域に分けております。農業委員会としましては、市街調整区域内の農地を農地以外のもの、例えば宅地等への転用許可申請が出てきた場合に、この内容や理由、周辺の農地や農業関連の施設に対して営農条件に支障を及ぼすおそれがないのかなどを確認し、問題が想定される場合は、問題解決のために被害防除対策の措置を指導しており、それでも問題が解消できないような場合には、転用の許可も出せないということになります。

ただし、これは市街化調整区域でのことで、市街化区域内の農地につきましては、農地法上、届出書の受理のみとなりますので、農業委員会では事務局の報告のみで審査は行っておりません。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） これらの点を教えていただいたのは、熊野町にこれまで、また今もある「田越しの水」というものが、町においても県においても軽視されているのではないかというふうに感じているからです。昨今の異常気象による大雨の際などには、大変な問題を引き起こしかねません。用語としましては「田越しかんがい」という言葉のよう

ですが、集落内の合意・協力関係に根差したものであると解説されていました。この点は、宅地開発時にしっかりとチェックしておられますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中原課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（中原） これまで下側の田に順番に排水されていた田越しの水が、宅地開発でせき止められるようになる場合につきましては、民法第214条において、土地の所有者は隣地から水が自然に流れてくるのを妨げてはならないと規定されており、また、同法第220条においては、高地の所有者はその高地が浸水した場合に、これを乾かすため、または自家用もしくは農工業用の余水を排出するため、公の水流または下水道に至るまで低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならないと規定されております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） 農地から宅地、商業地など水の流れが大きく変わる際には、十分な排水設備の設置を義務づけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 中原課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（中原） 民法の規定に基づいた内容であれば、県や町による指導まではできませんので、事業完了後にトラブルにならないように、土地の所有者間で十分に協議をしていただくように助言はしているところでございます。

また、許認可が必要な開発行為や普通河川等保全条例等の法令に基づいた申請につきましては、建設農林部内で情報を共有し、内容の審査をして、不備等がある場合には修正の指示を出すなどしているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） ありがとうございます。

それでは、今後の若手農業者の育成と定着支援に関する取組についてもお聞きしたい  
と思います。

熊野町における農業の高齢化が進む中で、後継者不足が深刻な問題となっております。  
町として若手の農業者を育成・支援し、定着させていくお考えでしょうか。具体的な支  
援制度や町外からの新規就農者への施策についてお伺いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中原課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○農林緑地課長（中原） 若手農業者の育成と定着支援に関する町独自の取組につしまし  
ては、現在特にございませませんが、熊野町で農業がしたいなどの相談があった場合には、  
希望されている農地を借りることができないか地権者のところに相談に伺うなど、可能  
な限りの対応は行っております。しかしながら、知らない方には農地を貸していただい  
けないなど、なかなかうまくいっていないのが実情です。

農業の後継者不足は、本町に限ったことではなく、全国的な問題である中で、本町の  
ように圃場整備等で集積された農地もない状況では、収益を上げる手段も難しく、なか  
なか若手農業者の新規就農施策も打ち出せない状況ではございますが、引き続き全国で  
の取組等を研究していきたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○4番（福垣内） 長期的な視点に立った時には、地域住民や子供たちが農業に関心を持  
ち関わりを深めることは、農業の担い手確保や地域活性化にもつながることと考えます。  
熊野町として、体験型農業や学校教育との連携、住民参加型の農業振興について、どの  
ようにお取り組んでおられますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 中原課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○農林緑地課長（中原） 体験型農業につきましては、これは民間事業者の計画となりますが、今年度より、農業体験ができる畑の整備と、その場所で実施できる遊びの体験などの取組を新宮地区で企画されておられるようですので、この辺の情報も収集していきたいと考えております。

また、住民参加型の農業振興につきましては、町とJAひろしまが協働で、「熊野町やさい作り勉強会」を毎月1回無料で町民会館において開催しております。

次に、学校教育との連携ですが、各小学校において学習の一環とし、地域の方を巻き込んだの活動を実施しているようにお聞きしております。例えば第一小学校では昨年、学校の近くで黒豆の栽培による農業体験ができないかとの問合せがあり、学校の近くの畑を紹介して実施したという取組事例がありました。また、少し前になるそうですが、第三小学校では、総合的な学習の時間に、地域の方の協力を得て、学校にある小さい水田を使い、田植から稲刈りまでを体験し、お米を炊いて白い御飯を食すといったことにも取り組んでいたようですが、現在は残念ながら地域の方が高齢になったために続けられなくなったという経緯を聞いております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） 現在または過去には、授業として取組として農業の体験、食育の活動を実施していたとのことですが、先ほどの事例のほかにも取り組んでいらっしゃるものがあれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 須賀教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（須賀） 学校のほうでは、小学校の低学年では生活科の授業でサツマイモの栽培をし、収穫したそれを食すといったこと、あと高学年ではキュウリの栽培を理科の授業で、そして、中学校においてはナスの栽培を技術の授業で体験しまして、栽培後にはありがたく食しているというような状況がございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（福垣内） ありがとうございます。町内で育つ子供たちが熊野町の土に触れ、自分で作った作物を口にすることは、熊野町に対する愛着、郷土愛を育む上で非常に大切なことだと思います。

熊野町内では年々、御答弁にございましたように、耕作放棄地が増加しているようです。それらが有効に他の方法で使用されていくのであればよいのですが、景観を損なっている、ごみを放置されて困っているなど、悪影響を及ぼしていることのほうが多いようです。民間との協業を含め、町として取り組んでいただきたいことのひとつかと思えます。

また、農地転用の後、近隣の方の生活環境が悪化してしまうということは決してあってはなりません。町が許可した工事のせいでうちは水浸しだなどという苦情が生じませんように、しっかりとしたチェックをお願いいたしまして、私の質問を終えさせていただきます。

ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で、福垣内議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会とし、明日、午前9時半から会議を開くことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議ないものと認めます。

よって、本日は延会とし、明日、午前9時半から会議を開くことに決し、これをもって延会といたします。

皆さん、お疲れさまでございました。

（延会 16時30分）